

第3期 吉野川市
子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

徳島県 吉野川市

はじめに

本市では、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「吉野川市子ども・子育て支援事業計画(第2期)」を策定し、子ども・子育てに関する取り組みを総合的に推進してまいりました。

この間、国においては令和5年4月に「こども家庭庁」が発足し、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とする「こども基本法」も施行されました。

また、国は「こどもまんなか社会」の全国的な機運醸成を図っており、本市においてもその趣旨に賛同し、令和5年5月に「こどもまんなか応援サポーター」を宣言しました。その一環として、地域のこどもたちから直接意見を聞く「こどもDoまんなか会議」を開催しています。

そして、本市では令和6年4月から、児童福祉と母子保健に関する一体的な相談支援を行う「こども家庭センター」を開設し、多様化するニーズに対応を図るとともに、令和6年9月からは、保育所・こども園における2歳児の保育料無償化、3～5歳児の給食費の無償化を実現しました。さらに、令和7年4月からは、0～1歳児の保育料無償化を開始して子育て世帯の負担軽減を図り、こどもを生み育てやすい環境づくりに取り組んでまいります。

第3期計画では、これまでの成果や現状を踏まえ、社会情勢の変化や新たな課題に対応した施策となるよう、行政はもとより、地域全体で子育て支援を推進し、基本理念である「子どもも親もみんなが笑顔 地域の力で夢紡ぐまち吉野川」の実現に向けて、引き続き取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました吉野川市子ども・子育て会議の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました皆様に心からお礼申し上げます。今後とも市民の皆様には、子ども・子育て支援事業の推進にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

吉野川市長 原井 敬

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の対象	2
4. 計画の期間	2
5. 計画の策定体制	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	4
1. 各種統計等からみる吉野川市の現状	4
2. アンケート調査の結果	13
3. 団体ヒアリングの結果	38
4. 前回計画の進捗状況	39
5. 前回計画の振り返りと本計画の方向性	49
第3章 計画の方向性	50
1. 基本理念	50
2. 基本目標	51
3. 本計画の体系	53
第4章 施策の展開	54
1. 基本目標1 子どもの健やかな成長を育む教育・保育環境の充実	54
2. 基本目標2 地域における子育て支援の充実	57
3. 基本目標3 母子の健康の保持・増進と切れ目のない支援体制の確立	62
4. 基本目標4 家庭における子育て支援の充実	66
5. 基本目標5 特別な支援が必要な児童への支援の充実	67
第5章 教育・保育事業と地域子ども子育て支援事業の提供	72
1. 教育・保育提供区域の設定	72
2. 幼児期の学校教育・保育	74
3. 地域子ども・子育て支援事業	76
4. 放課後対策の総合的推進	85
第6章 計画の推進	88
1. 計画の推進に向けて	88
2. 計画の評価・検証等	88
資料編	89
1. 子ども・子育て会議条例	89
2. 吉野川市子ども・子育て会議委員名簿	91
3. 吉野川市子ども・子育て会議開催経過	92
4. 用語解説	93

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

「吉野川市子ども・子育て支援事業計画」は、今後の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の充実に向けた計画であり、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支え合える環境を整備することを目的に策定するものです。

近年の社会潮流や吉野川市（以下、「本市」という。）の子どもを取り巻く現状、前回計画の進捗状況等を踏まえ、向こう5年間を見据えた子ども・子育てに関する施策を充実させ、子育てしやすい環境整備を進めます。

わが国では、少子高齢化の進行に伴う人口減少、女性の社会進出に伴う低年齢児保育のニーズ増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により子育てに不安を抱える保護者の増加等、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けており、結婚や出産・子育てに夢や希望を持つことができる社会の実現に向け、引き続き社会全体で支え合える子ども・子育て支援を推進していくことが求められています。

そうした状況に対して、国では、「子ども・子育て関連3法」（平成24年成立）に基づき、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から始まり、待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」「新子育て安心プラン」の実施や、子どもの貧困対策を推進し、令和元年10月からは「幼児教育・保育の無償化」など、総合的な少子化対策が講じられてきました。また、令和5年度からは「こども家庭庁」の創設や「こども基本法」の施行、「こども大綱」の閣議決定など、すべての子どもが幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す方向性が示されました。さらに、令和6年度には「児童福祉法」や「子ども・子育て支援法」が改正され、子ども本人だけでなく、子どもを育てる家庭への支援の拡充や体制強化が進められています。

本市においても、このたび平成27年4月より推進してきました「吉野川市子ども・子育て支援事業計画」の第2期計画期間が令和6年度で満了となることに伴い、近年の社会潮流や本市の子ども・子育てを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、子どもの健やかな成長と子どもの育ちを社会全体で支援する環境整備をより一層促進することを目的として、「第3期吉野川市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

2. 計画の位置づけ

①法的位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画で、子ども・子育て支援にかかる総合的な計画として策定するものです。また、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村次世代育成支援行動計画についても一体的に策定するものとします。

【子ども・子育て支援法（第六十一条）】

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

②他の計画との関連性

本計画は、「第 3 期吉野川市地域福祉計画」を上位計画とし、「吉野川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」「第 2 期吉野川市教育振興計画」「吉野川市第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画」、その他福祉計画、関連計画との整合性を保ちながら、施策を総合的、一体的に推進します。

また、県の「第三期徳島県子ども・子育て支援事業計画」と整合性を図るものとします。

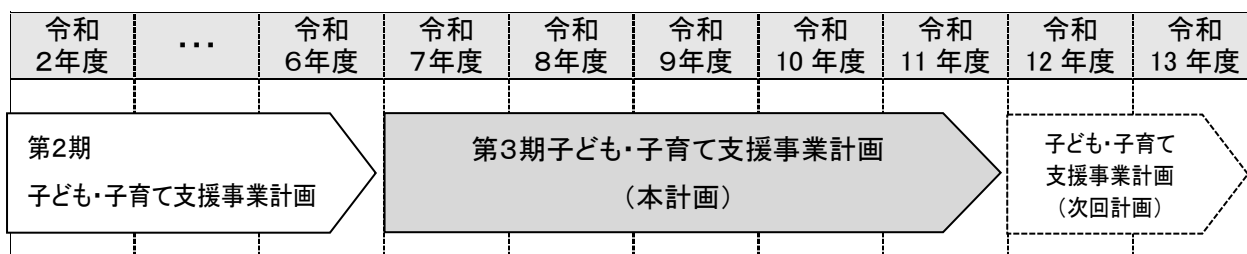
3. 計画の対象

本計画の対象は、妊娠期から乳幼児期を経て青年期に至るまでの子どもとその家庭とします。また、子育て支援を市と連携・協力して行う、地域、保育所、認定こども園、学校、市民活動団体、事業者等も対象とします。

4. 計画の期間

本計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。

また、計画期間内であっても、必要に応じて適宜、計画の見直しを行うことがあります。



5. 計画の策定体制

①子ども・子育て会議

学識経験者・保健・福祉・教育等の関係者及び子育て当事者を含めた市民の代表者により構成し、本市の地域特性を活かした子育て支援を総合的・計画的に推進するため、計画案の審議を行いました。

②子ども・子育て支援に関する調査

○子ども・子育て支援に関するニーズ調査(市民アンケート)

本計画の策定資料として、本市の教育・保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況・利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的に、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

○団体ヒアリング調査

ニーズ調査では把握しきれない「生の声」をお聞きし、教育・保育に関する現状やニーズ等について、きめ細かな意見を把握することを目的に、市内で子育て支援を実施している団体や利用者等へのヒアリング調査を実施しました。

○パブリックコメント

令和7年2月13日～令和7年3月13日にかけて本計画素案の立案に際して、パブリックコメントを実施し、市民の皆さまからのご意見を反映しました。

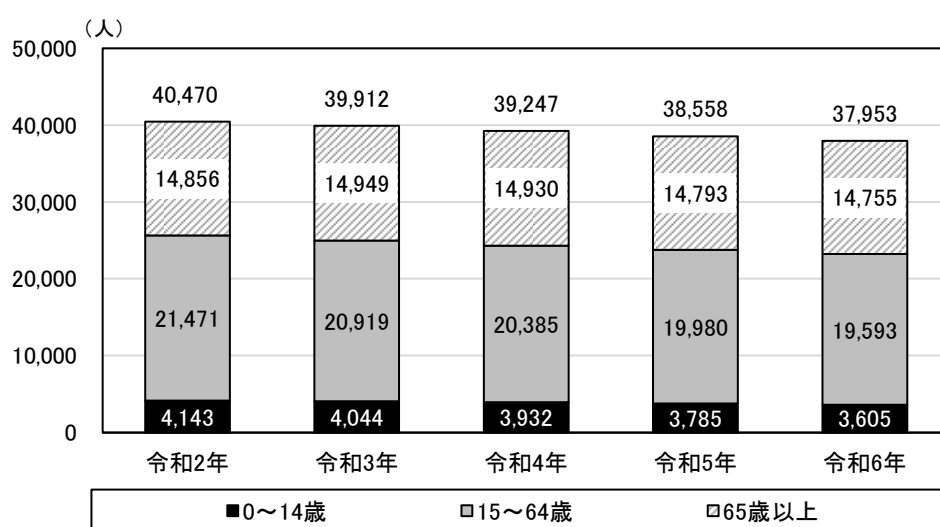
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1. 各種統計等からみる吉野川市の現状

①人口の推移

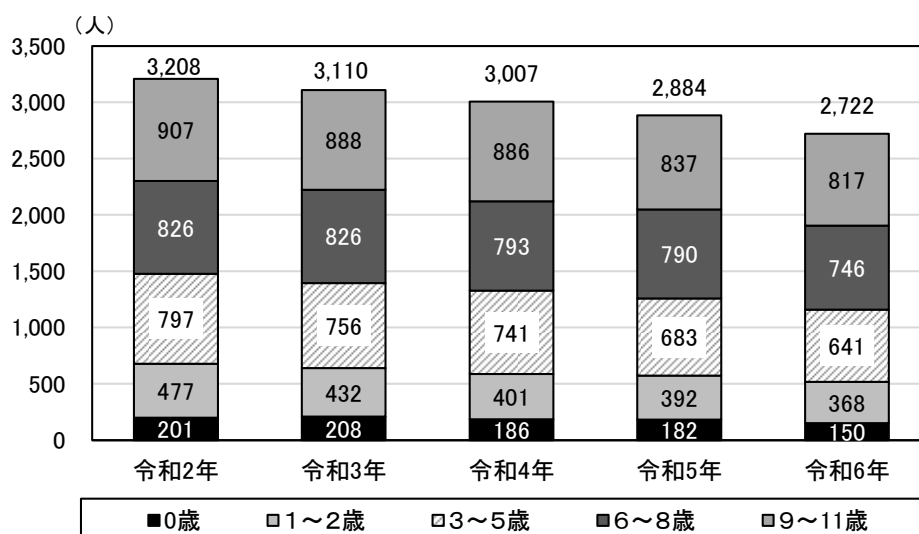
本市の人口は、令和2年から令和6年にかけて減少を続けており、令和6年で37,953人となっています。12歳未満の人口についても、市全体の人口と同様に減少を続け、令和6年で2,722人となっています。

◆本市の年齢3区分の人口推移



資料:住民基本台帳(各年3月末)

◆12歳未満の人口推移

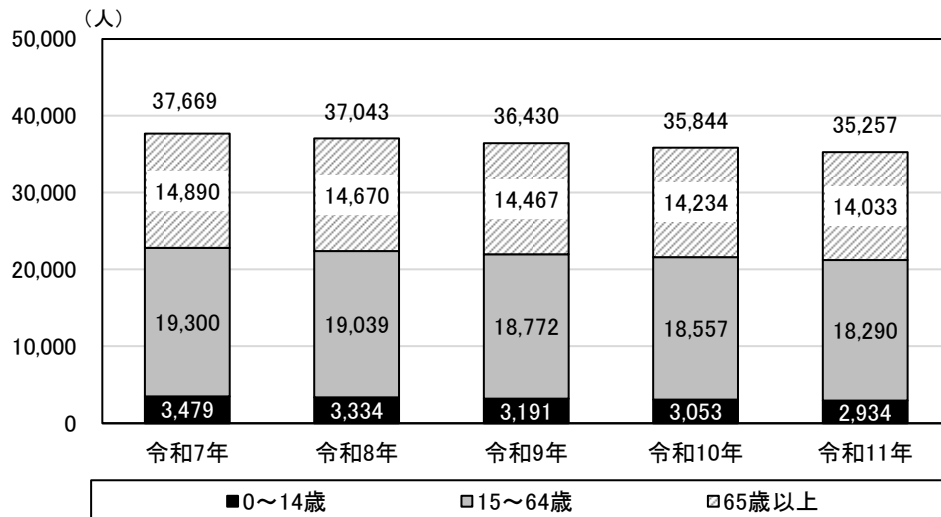


資料:住民基本台帳(各年3月末)

②将来人口の推計

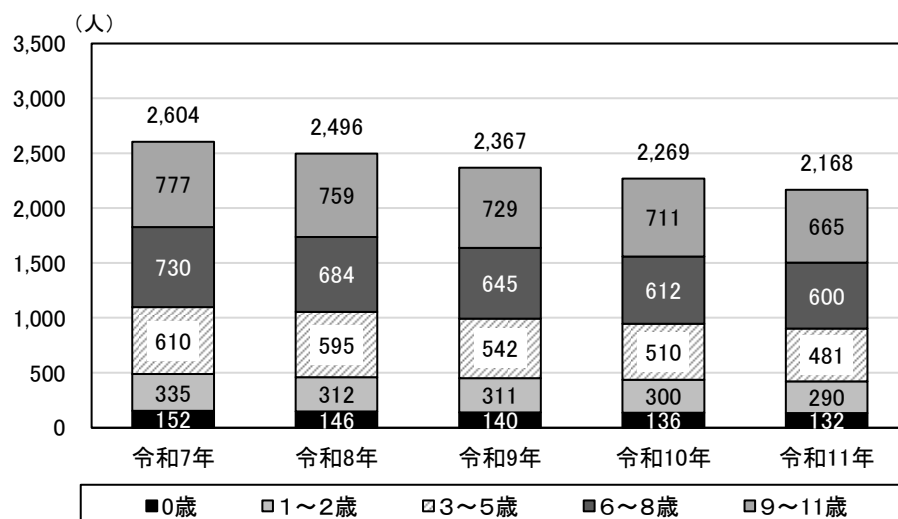
本市の将来人口推計値は、令和7年から令和11年にかけて引き続き減少傾向となる見込みで、令和11年の推計人口は35,257人となる見込みです。また、12歳未満の推計人口についても、市全体の人口と同様に減少を続け、令和11年の推計値は2,168人となる見込みです。

◆本市の年齢3区分の将来人口推計



資料：住民基本台帳をもとにコーホート変化率法により算出

◆12歳未満の将来人口推計

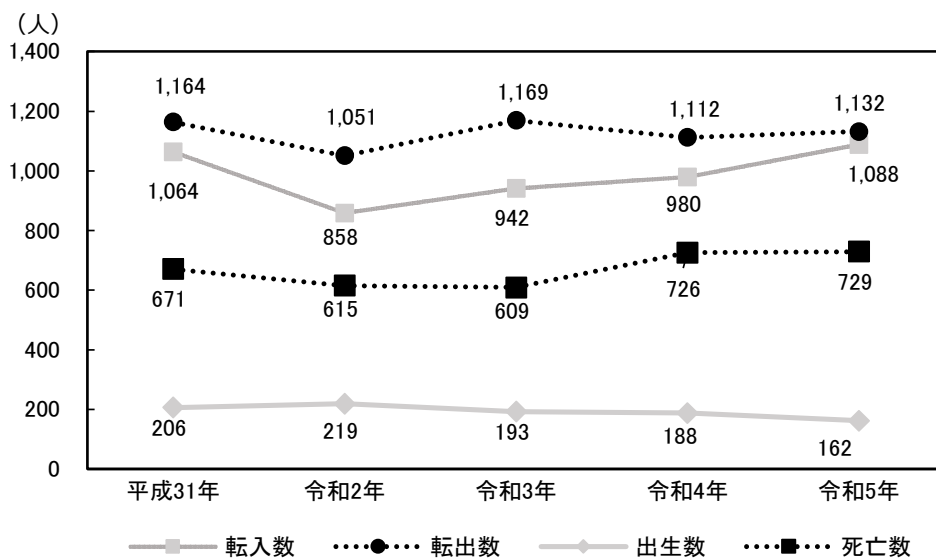


資料：住民基本台帳をもとにコーホート変化率法により算出

③人口動態の状況

本市の人口動態は、社会動態（転入数・転出数）についてみると、いずれの年も転入数よりも転出数が上回る社会減の状況となっています。自然動態（出生数・死亡数）についても、出生数よりも死亡数が上回る自然減の状況となっています。

◆人口動態の推移



資料：徳島県人口移動調査年報

◆社会増減と自然増減

単位：人

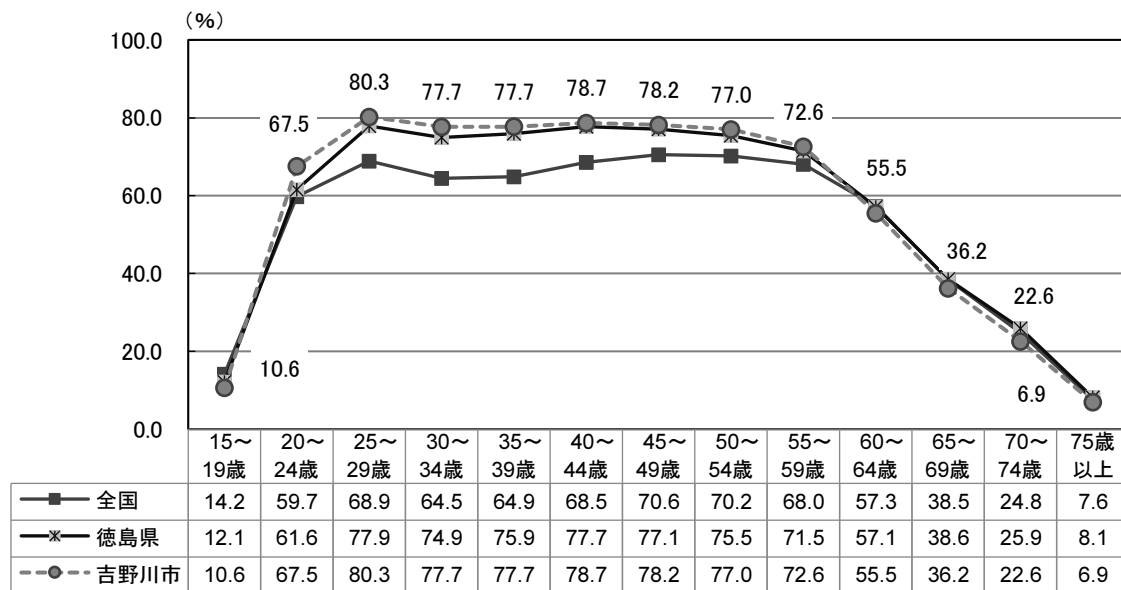
	平成 31 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
社会増減	-100	-193	-227	-132	-44
自然増減	-465	-396	-416	-538	-567
合計	-565	-589	-643	-670	-611

資料：徳島県人口移動調査年報

④女性の就業状況

本市の女性の就業率は、概ね徳島県や全国よりも高い水準で推移しています。年齢別にみると、「25-29 歳」では 80.3%と 80%を超えており、「50-54 歳」までの各区分はいずれも 75%を超えています。

◆女性の年齢階級別就業率



資料：国勢調査（令和2年）

新子育て安心プランにおいて、女性（25-44 歳）の就業率のさらなる上昇に対応した保育の受け皿の確保を目標としていますが、令和2年時点の当該女性の就業率は本市では 78.5%と、徳島県や全国を上回る水準となっています。

◆25-44 歳の女性の人口と就業率

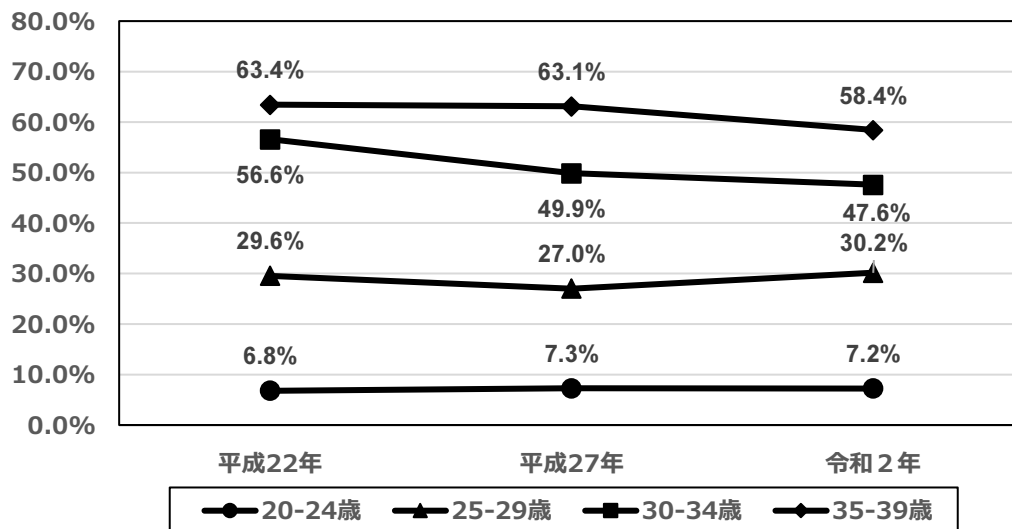
	吉野川市	徳島県	全国
人口	3,506 人	68,006 人	13,861,783 人
就業者数	2,752 人	52,113 人	9,248,551 人
就業率	78.5 %	76.6 %	66.7 %

資料：国勢調査（令和2年）

⑤有配偶率の推移

有配偶率を平成22年と令和2年で比較すると「35-39歳」で5ポイント、「30-34歳」で9ポイント減少しています。

◆年齢階級別有配偶率

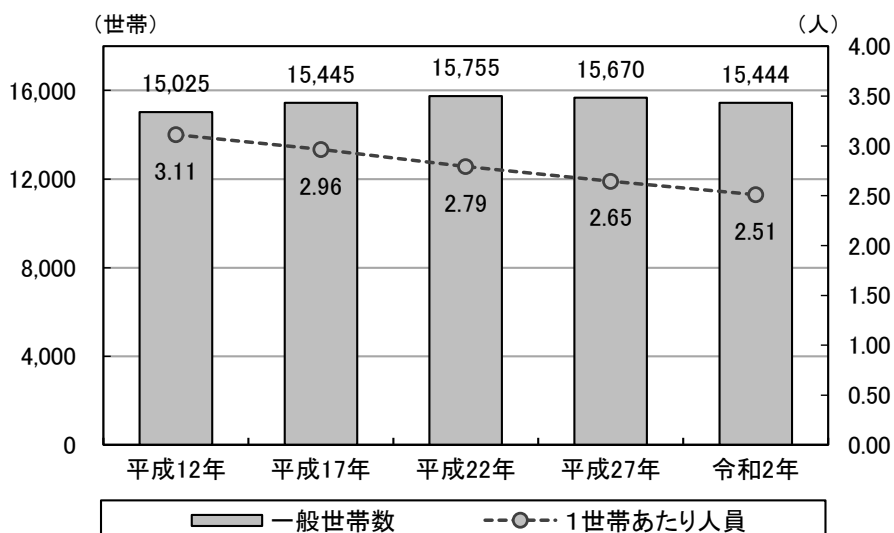


資料: 国勢調査

⑥世帯数等の推移

世帯数についてみると、一般世帯数は横ばいで推移しており、令和2年で15,444世帯となっています。また、1世帯あたり人員は減少傾向にあり、令和2年で2.51人/世帯となっています。

◆一般世帯数と1世帯あたり人員

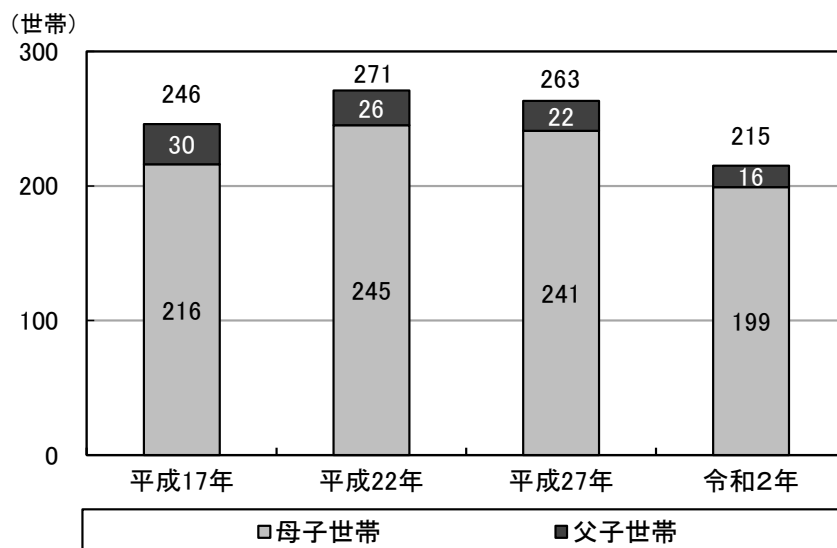


資料: 国勢調査

⑦ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯数は令和2年で215世帯となっており、「母子世帯」が199世帯、「父子世帯」が16世帯となっています。

◆ひとり親世帯数



資料: 国勢調査

⑧保育所・認定こども園の状況

1号認定^{※1}の児童の状況について、認定こども園の児童数も定員の範囲内となっており、1号認定の認定こども園の在園児全体では62人となっています。

◆1号認定の認定こども園の状況

単位：人

認定こども園	定員	3歳	4歳	5歳	園児数
鴨島東こども園	15	5	4	4	13
高越こども園	13	2	2	1	5
認定こども園 めぐみ幼稚園 めぐみ保育園	25	4	4	1	9
鴨島かもめこども園	15	3	1	5	9
川島かもめこども園	15	2	4	4	10
山瀬かもめこども園	15	2	0	2	4
鴨島中央認定こども園	25	3	3	6	12
合計	123	21	18	23	62

資料：吉野川市（令和6年4月1日現在）

※1・・・1号認定：子どもが満3歳以上で、幼稚園、認定こども園で教育を希望する人

2号認定※²、3号認定※³の児童の状況について、保育所では定員内となっており、保育所の在園児全体では30人となっています。

認定こども園の児童数は、「鴨島かもめこども園」「川島かもめこども園」において、定員を超える児童数となっています。なお、認定こども園の在園児全体では820人となっています。

◆ 2号認定、3号認定の保育所の状況

単位：人

保育所	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	園児数
鴨島ひかり 乳幼児保育園	50	5	15	10				30
合計	50	5	15	10	-	-	-	30

資料：吉野川市（令和6年4月1日現在）

◆ 2号認定、3号認定の認定こども園の状況

単位：人

認定こども園	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	園児数
鴨島東こども園	190	4	21	29	40	36	43	173
高越こども園	116	1	19	17	18	20	18	93
認定こども園 めぐみ幼稚園 めぐみ保育園	110		5	14	19	19	23	80
鴨島かもめこども園	160	3	23	29	37	37	50	179
川島かもめこども園	100	2	16	17	26	21	19	101
山瀬かもめこども園	100	1	11	19	15	19	22	87
鴨島中央認定こども園	135		7	20	27	24	29	107
合計	911	11	102	145	182	176	204	820

資料：吉野川市（令和6年4月1日現在）

※園児数の塗りつぶしについて、179 は定員超過。

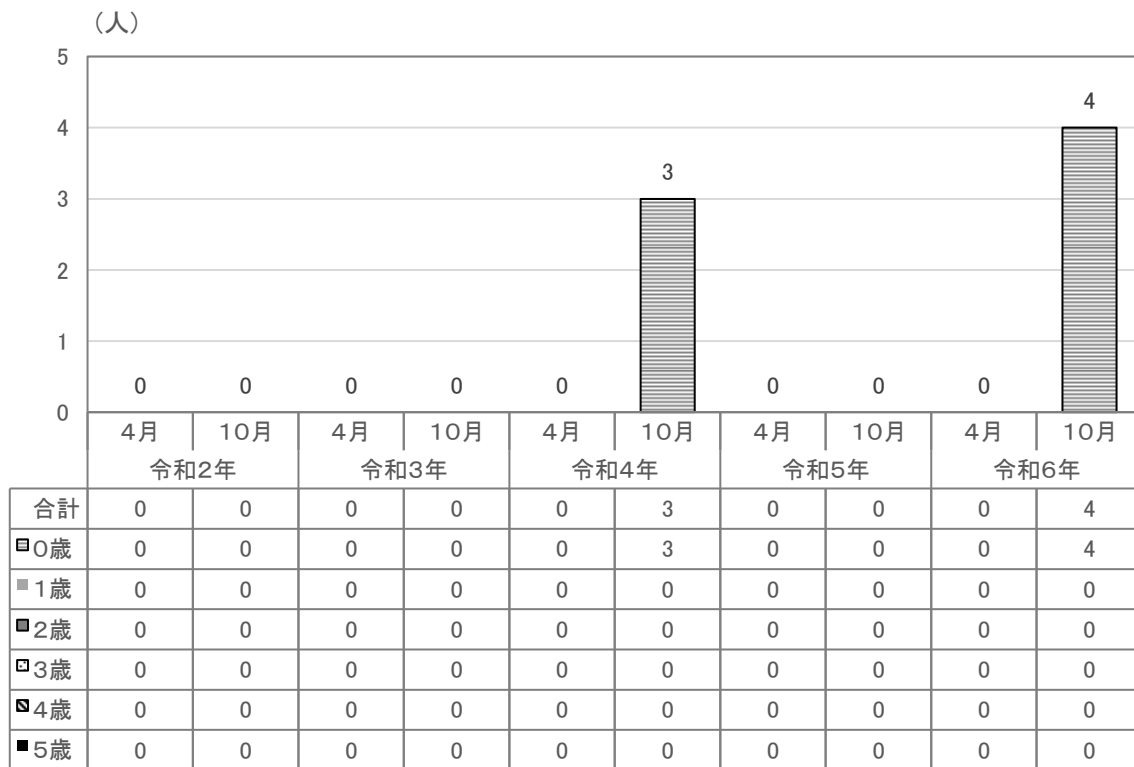
※²… 2号認定：子どもが満3歳以上で「保育の必要な事由」に該当し、保育所、認定こども園で保育を希望する人

※³… 3号認定：子どもが満3歳未満で「保育の必要な事由」に該当し、保育所、認定こども園で保育を希望する人

⑨待機児童数の推移

本市の待機児童数は、平成 29 年度に受け入れの拡充を図ったことによって減少し、その後令和 2 年から令和 6 年にかけては 0 ～ 4 人の間で推移しています。

◆待機児童数



資料: 吉野川市

⑩小学校の児童数

小学校の児童数は、「鴨島小学校」が全学年で 398 人と最も多く、次いで「山瀬小学校」が 177 人となっており、本市の小学生全体では 1,540 人となっています。

◆小学校の児童数

単位: 人

	上浦小学校	牛島小学校	森山小学校	鴨島小学校	飯尾敷地小学校	西麻植小学校
人 数		121	108	398	102	97
	知恵島小学校	川島小学校	学島小学校	山瀬小学校	高越小学校	全体
人 数	131	157	86	177	163	1,540

資料: 吉野川市(令和6年5月1日現在)

2. アンケート調査の結果

①実施概要

調査の目的

保育ニーズや本市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的に、住民意向調査（アンケート調査）として実施しました。

調査の実施方法と配布・回収状況

- 調査地域：本市内全域
- 調査対象者：本市内在住の「就学前児童」のいる世帯・保護者（就学前児童調査）
本市内在住の「小学１～３年生」のいる世帯・保護者（小学生児童調査）
- 抽出方法：就学前児童、「小学１～３年生」の児童のいる世帯に対する全数調査
- 調査期間：令和６年３月１日（金）～３月１５日（金）
- 調査方法：就学前児童調査で市内の施設利用者は施設を通して配布・郵送回収及びWEB回答
在宅児等は郵送配布・郵送回収及びWEB回答
小学生児童調査は小学校を通して配布・郵送回収及びWEB回答

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就 学 前 児 童	1,140 件	532 件	46.7%
小 学 生 児 童	708 件	366 件	51.7%
合 計	1,848 件	898 件	48.6%

※記載しているアンケート項目はアンケート報告書より一部抜粋しており、文中の設問の選択肢についても長い文は簡略化している場合があります。

※各項目の単数回答・複数回答の採用基準は以下のとおりです。

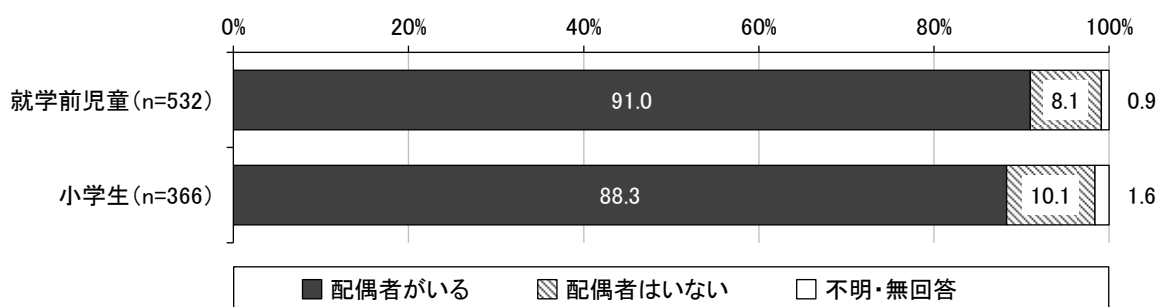
- 単数回答：回答者が最もあてはまると思った選択肢を一つだけ選んでもらいたい設問項目に採用
- 複数回答：回答者の詳細な意向を分析したい設問項目に採用

②お子さんとご家族の状況について

回答者の配偶関係についてみると、就学前児童では「配偶者がいる」が91.0%、「配偶者はいない」が8.1%となっています。

小学生では「配偶者がいる」が88.3%、「配偶者はいない」が10.1%となっています。

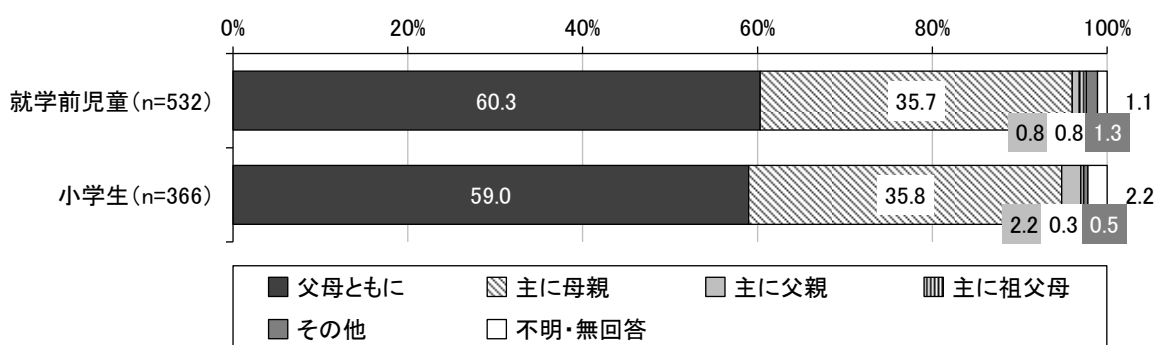
◆回答者の配偶者関係（単数回答）



主に子育てを行っている方についてみると、就学前児童では「父母ともに」が60.3%と最も高く、次いで「主に母親」が35.7%となっています。

小学生では「父母ともに」が59.0%と最も高く、次いで「主に母親」が35.8%となっています。

◆子育てを主に行っている方（単数回答）

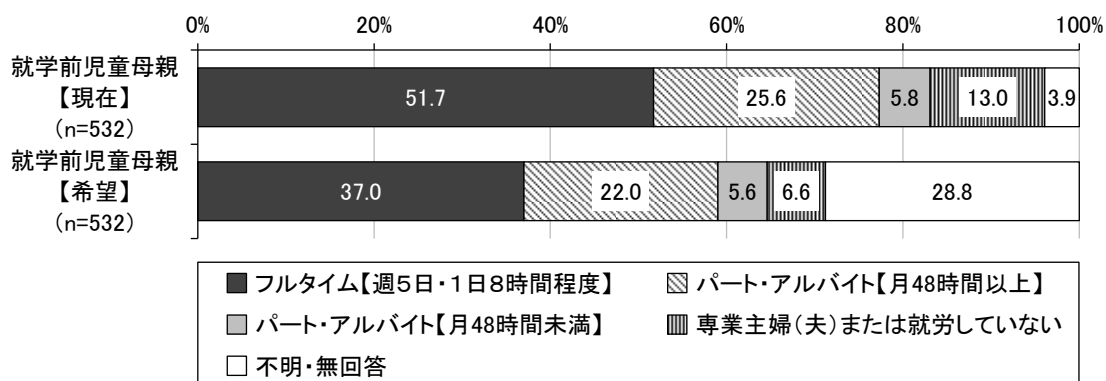


③お子さんの母親・父親の就労状況について

就学前児童の母親の就労状況についてみると、【現在】では「フルタイム【週5日・1日8時間程度】」が51.7%と最も高く、次いで「パート・アルバイト【月48時間以上】」が25.6%となっています。

【希望】では「フルタイム【週5日・1日8時間程度】」が37.0%と最も高く、次いで「パート・アルバイト【月48時間以上】」が22.0%となっています。

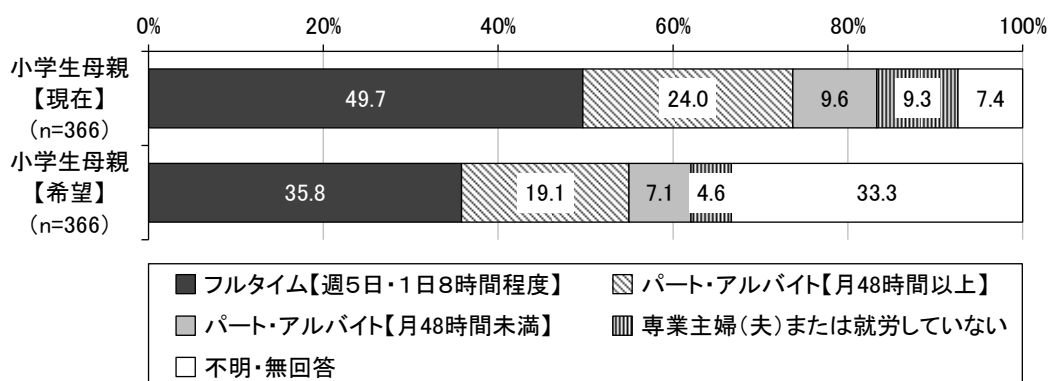
◆就学前児童の母親の就労状況と希望（単数回答）



小学生の母親の就労状況についてみると、【現在】では「フルタイム【週5日・1日8時間程度】」が49.7%と最も高く、次いで「パート・アルバイト【月48時間以上】」が24.0%となっています。

【希望】では「フルタイム【週5日・1日8時間程度】」が35.8%と最も高く、次いで「パート・アルバイト【月48時間以上】」が19.1%となっています。

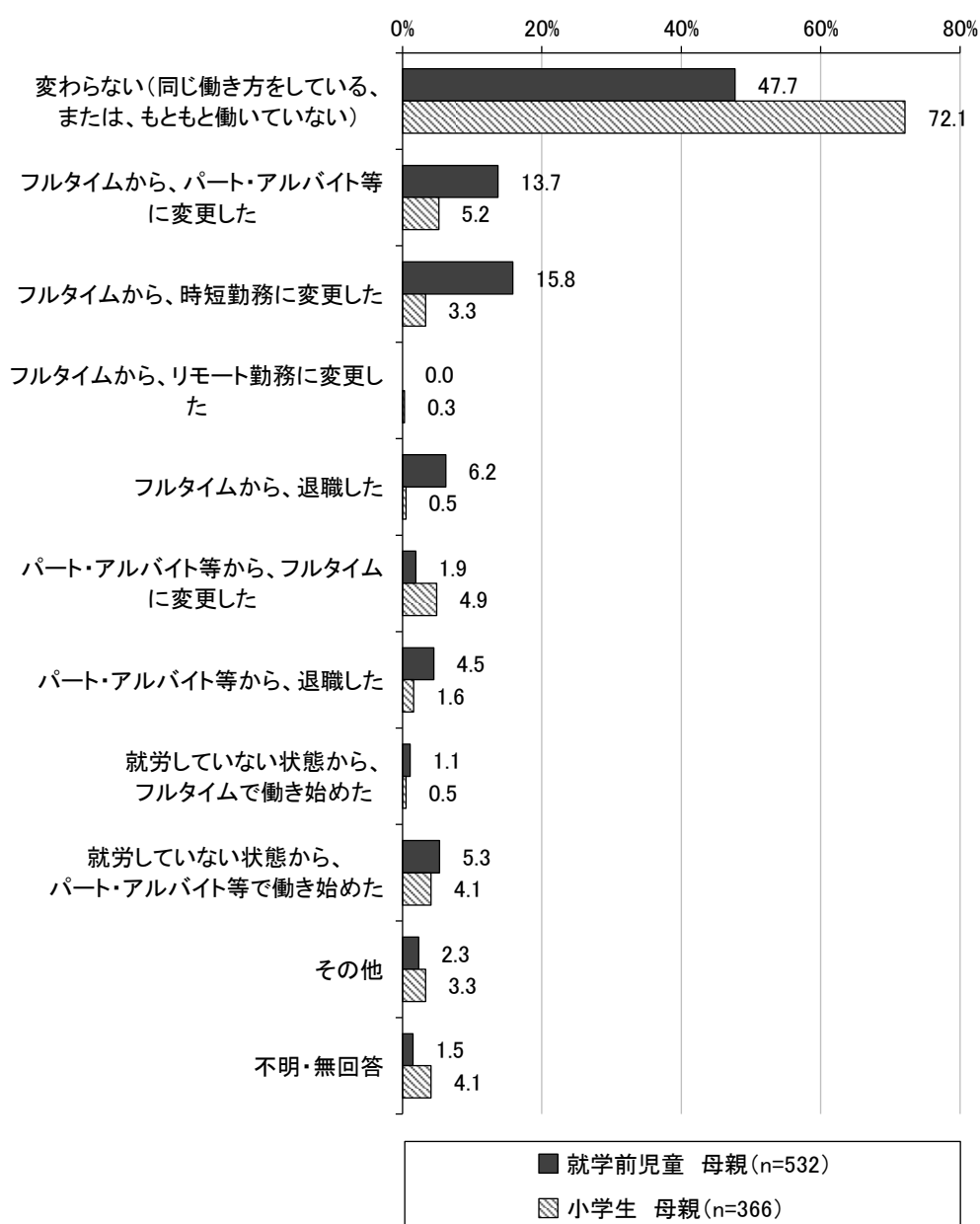
◆小学生の母親の就労状況と希望（単数回答）



母親の妊娠・出産を理由とした働き方の変化についてみると、就学前児童では「変わらない（同じ働き方をしている、または、もともと働いていない）」が47.7%と最も高く、次いで「フルタイムから、時短勤務に変更した」が15.8%となっています。

小学生では「変わらない（同じ働き方をしている、または、もともと働いていない）」が72.1%と最も高く、次いで「フルタイムから、パート・アルバイト等に変更した」が5.2%となっています。

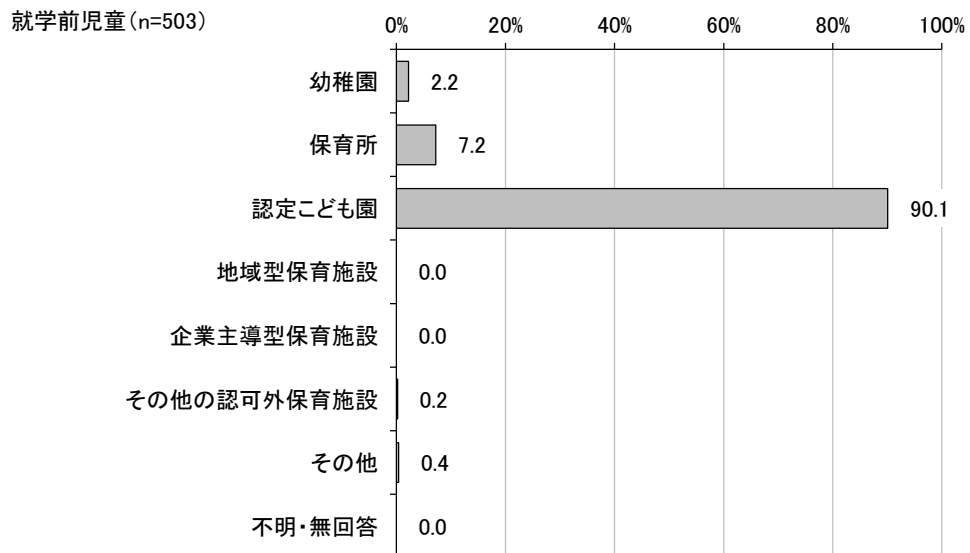
◆母親／妊娠・出産を理由とした働き方の変化（単数回答）



④お子さんの平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について(就学前児童)

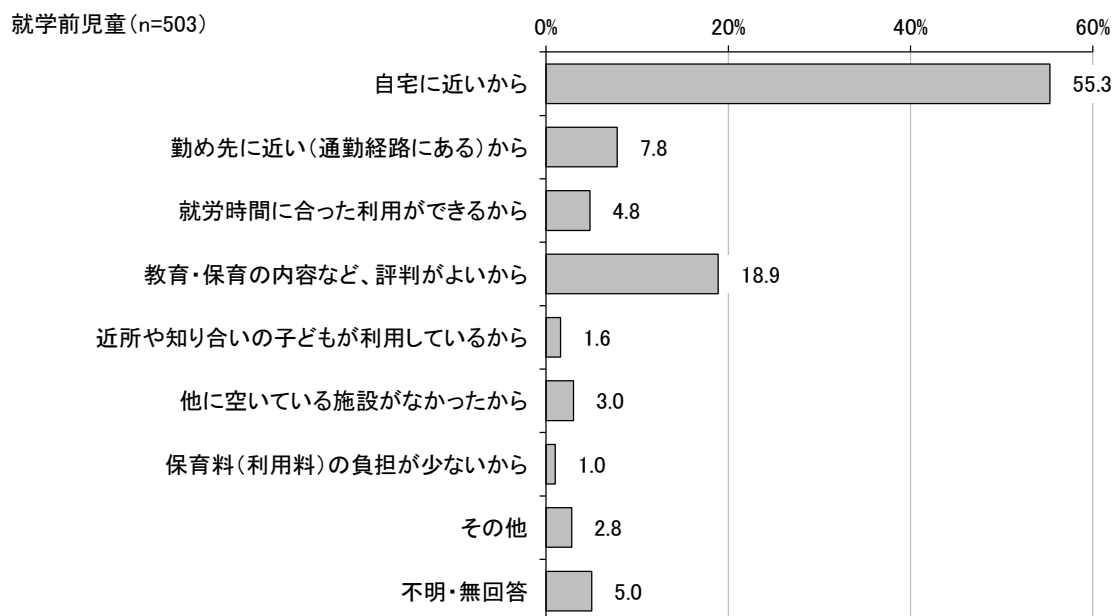
平日に利用している教育・保育事業についてみると、「認定こども園」が90.1%と最も高く、次いで「保育所」が7.2%となっています。

◆平日に利用している教育・保育事業（単数回答）



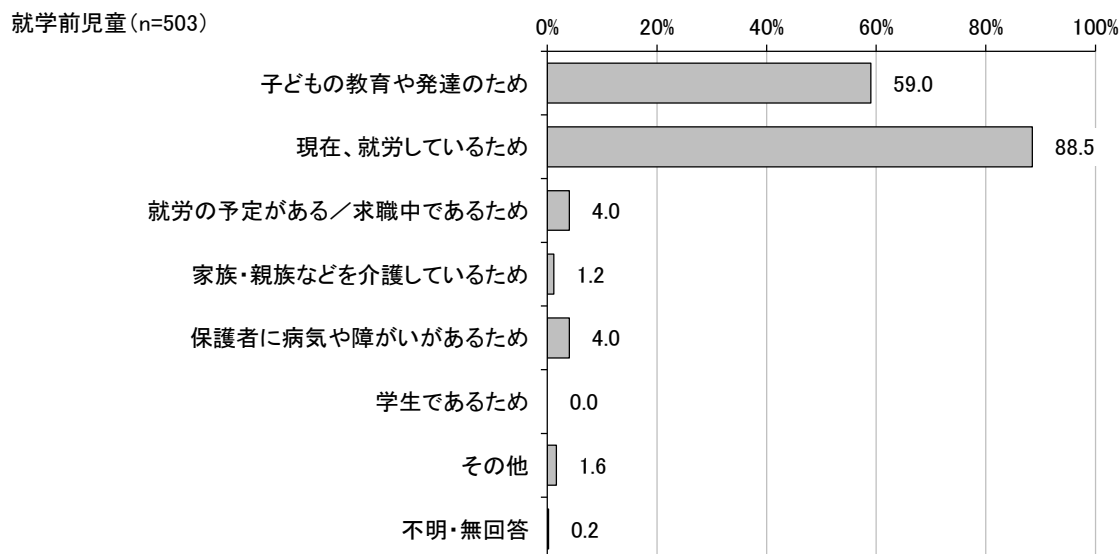
現在利用している教育・保育施設や事業を選んだ理由についてみると、「自宅に近いから」が 55.3%と最も高く、次いで「教育・保育の内容など、評判がよいから」が 18.9%となっています。

◆現在利用している教育・保育施設や事業を選んだ理由（単数回答）



平日、定期的に教育・保育事業が必要な理由についてみると、「現在、就労しているため」が 88.5%と最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」が 59.0%となっています。

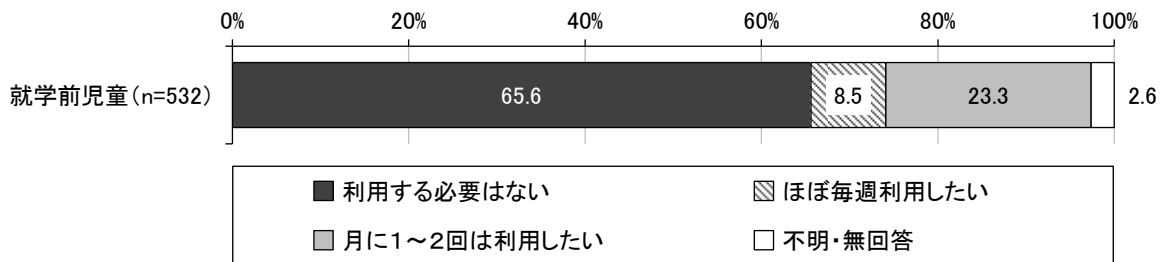
◆平日、定期的に教育・保育事業が必要な理由（複数回答）



⑤お子さんの土曜日・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望について
(就学前児童)

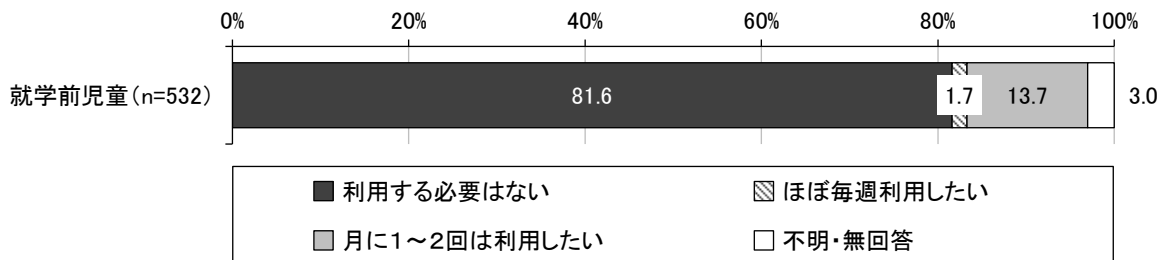
土曜日の教育・保育事業の利用希望についてみると、「利用する必要はない」が 65.6%と最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」が 23.3%となっています。

◆土曜日の教育・保育事業の利用希望（単数回答）



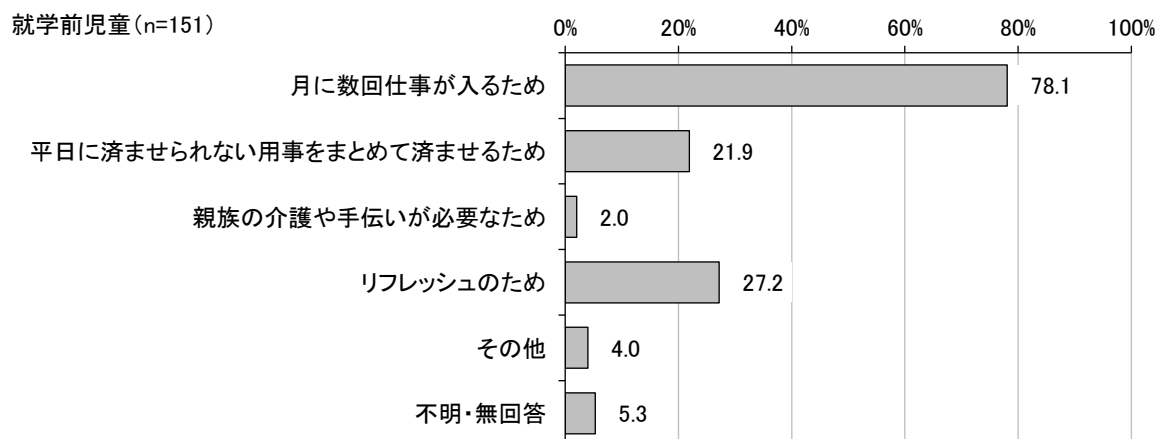
日曜日・祝日の教育・保育事業の利用希望についてみると、「利用する必要はない」が 81.6%と最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」が 13.7%となっています。

◆日曜日・祝日の教育・保育事業の利用希望（単数回答）



毎週ではなく、月に1～2回利用したい理由についてみると、「月に数回仕事が入るため」が78.1%と最も高く、次いで「リフレッシュのため」が27.2%となっています。

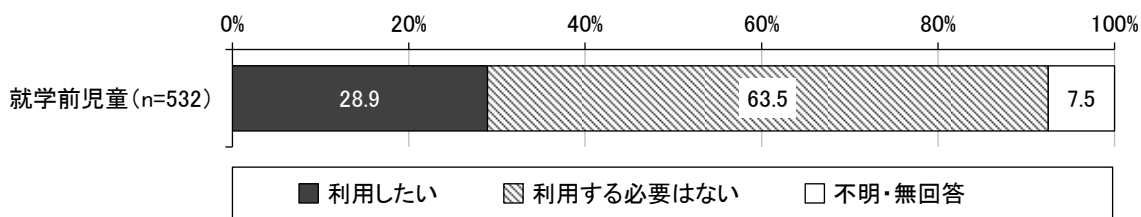
◆毎週ではなく、月に1～2回利用したい理由（複数回答）



⑥「不定期」の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりなどの利用について(就学前児童)

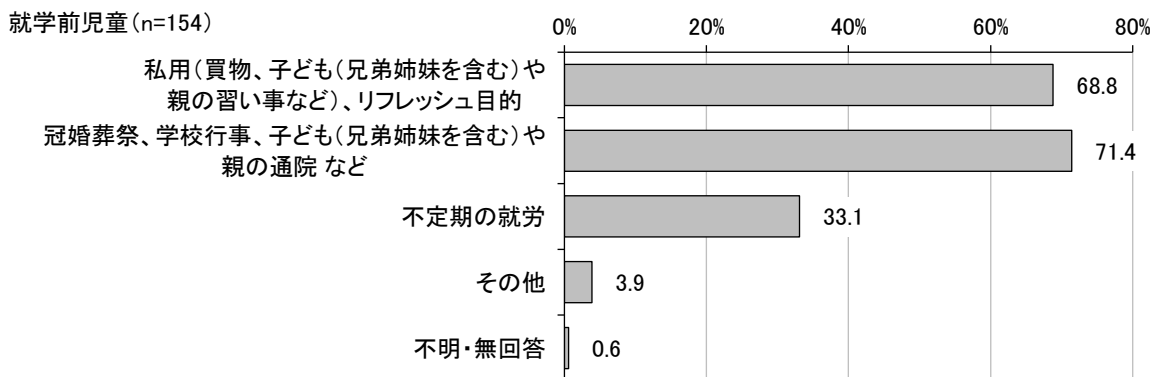
保護者の用事による不定期の保育事業の利用希望についてみると、就学前児童では「利用する必要はない」が63.5%、「利用したい」が28.9%となっています。

◆保護者の用事（私用、冠婚葬祭、保護者・家族の病気、不定期の就労など）による不定期の保育事業の利用希望（単数回答）



不定期の保育事業を利用したい理由についてみると、就学前児童では「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院 など」が71.4%と最も高く、次いで「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事など）、リフレッシュ目的」が68.8%となっています。

◆不定期の保育事業を利用したい理由（複数回答）

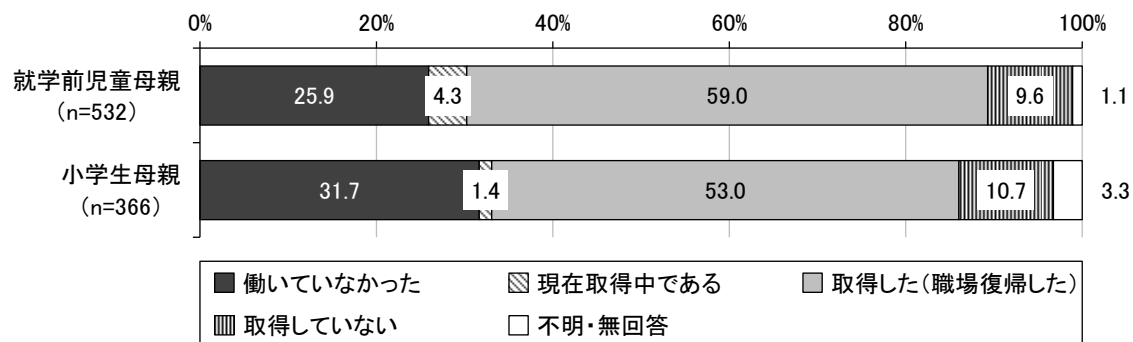


⑦育児休業や短時間勤務制度など職場と子育ての両立支援制度について

母親の育児休業の取得状況についてみると、就学前児童では「取得した（職場復帰した）」が 59.0%と最も高く、次いで「働いていなかった」が 25.9%となっています。

小学生では「取得した（職場復帰した）」が 53.0%と最も高く、次いで「働いていなかった」が 31.7%となっています。

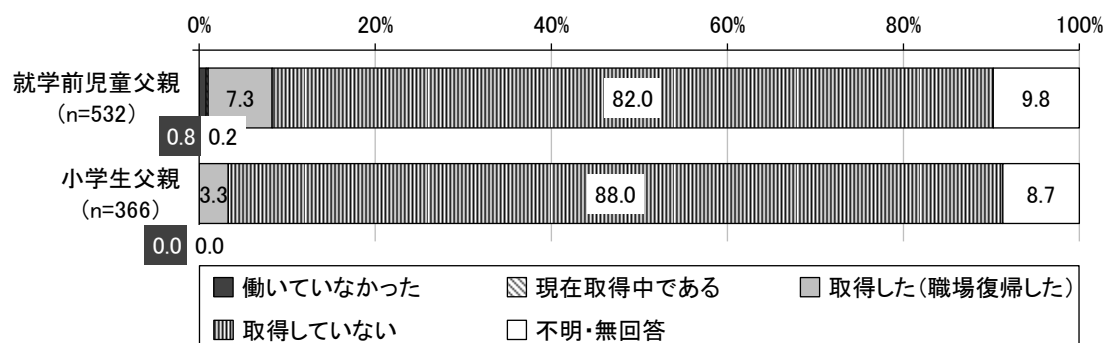
◆母親の育児休業の取得状況（単数回答）



父親の育児休業の取得状況についてみると、就学前児童では「取得していない」が 82.0%と最も高く、次いで「取得した（職場復帰した）」が 7.3%となっています。

小学生では「取得していない」が 88.0%と最も高く、次いで「取得した（職場復帰した）」が 3.3%となっています。

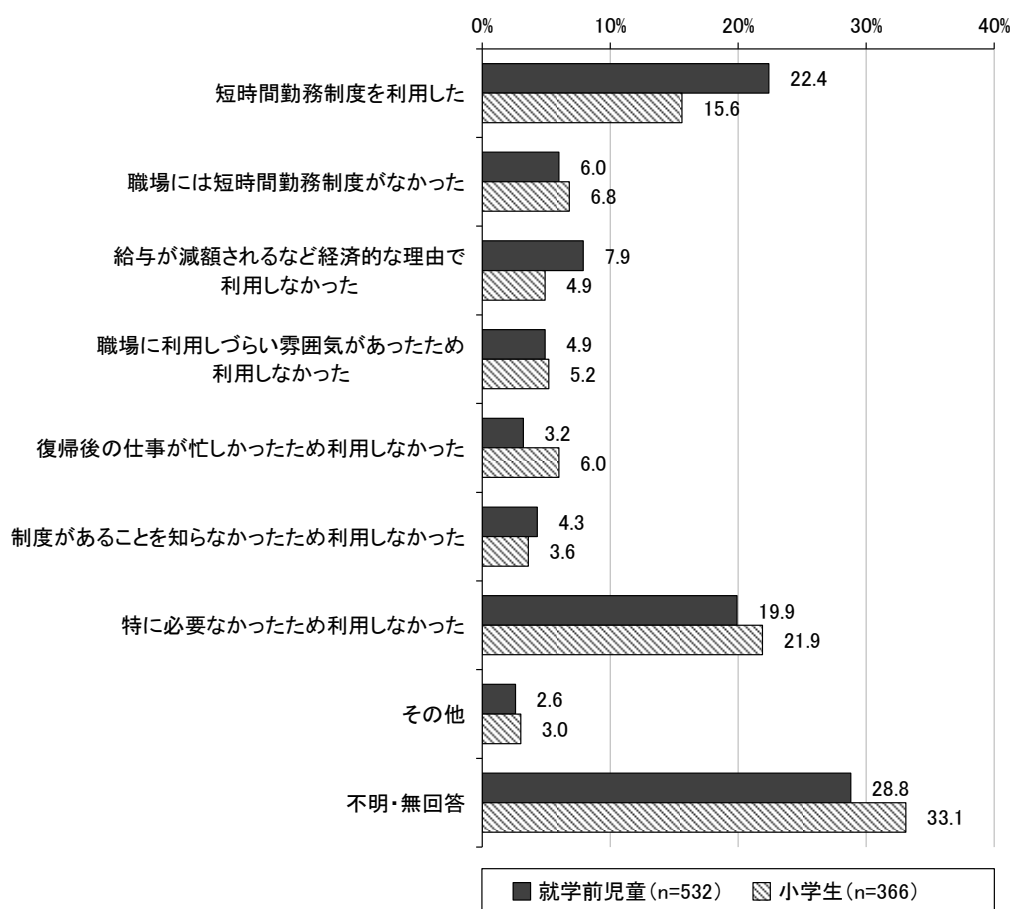
◆父親の育児休業の取得状況（単数回答）



職場復帰時に短時間勤務制度を利用したかについてみると、就学前児童では「短時間勤務制度を利用した」が22.4%と最も高く、次いで「特に必要なかったため利用しなかった」が19.9%となっています。

小学生では「特に必要なかったため利用しなかった」が21.9%と最も高く、次いで「短時間勤務制度を利用した」が15.6%となっています。

◆職場復帰時に短時間勤務制度を利用したか（単数回答）

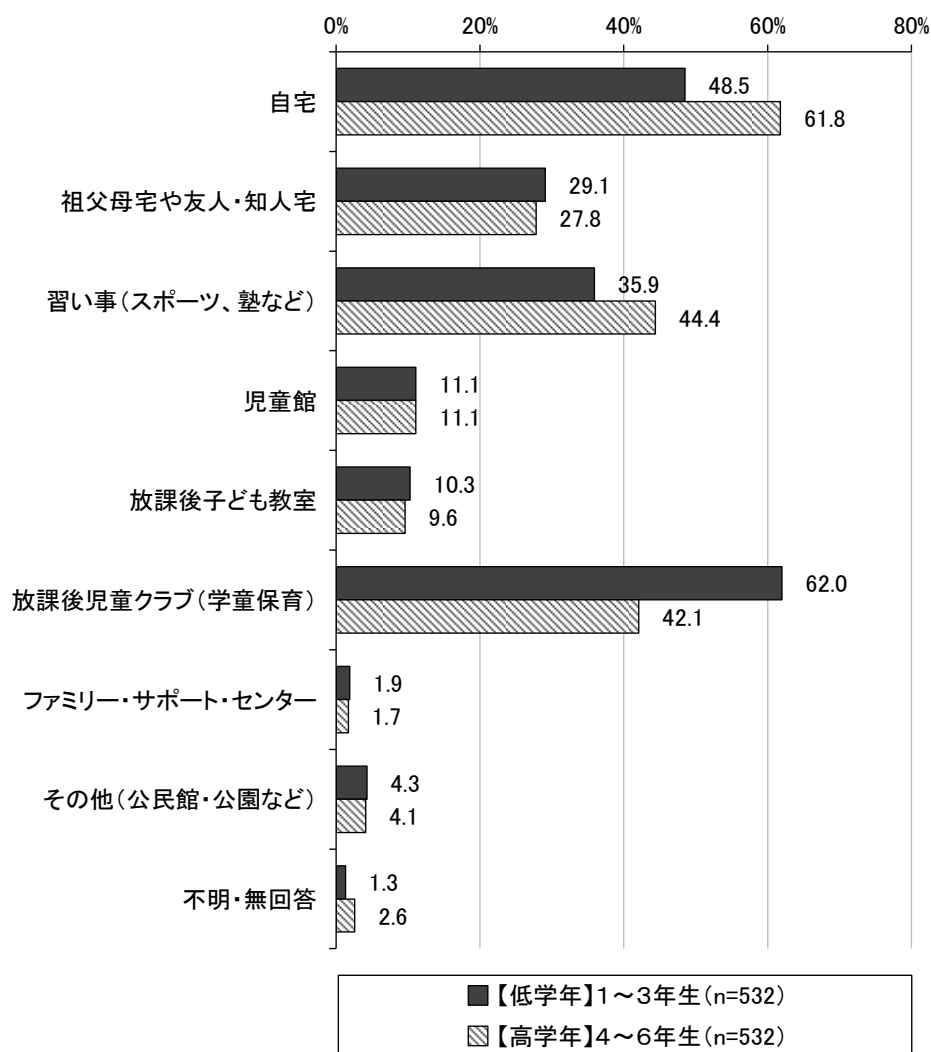


⑧小学校就学後の放課後の過ごし方について

小学校入学後、放課後過ごさせたい場所についてみると、就学前児童【低学年】（１～３年生）では「放課後児童クラブ（学童保育）」が62.0%と最も高く、次いで「自宅」が48.5%となっています。

就学前児童【高学年】（４～６年生）では「自宅」が61.8%と最も高く、次いで「習い事（スポーツ、塾など）」が44.4%となっています。

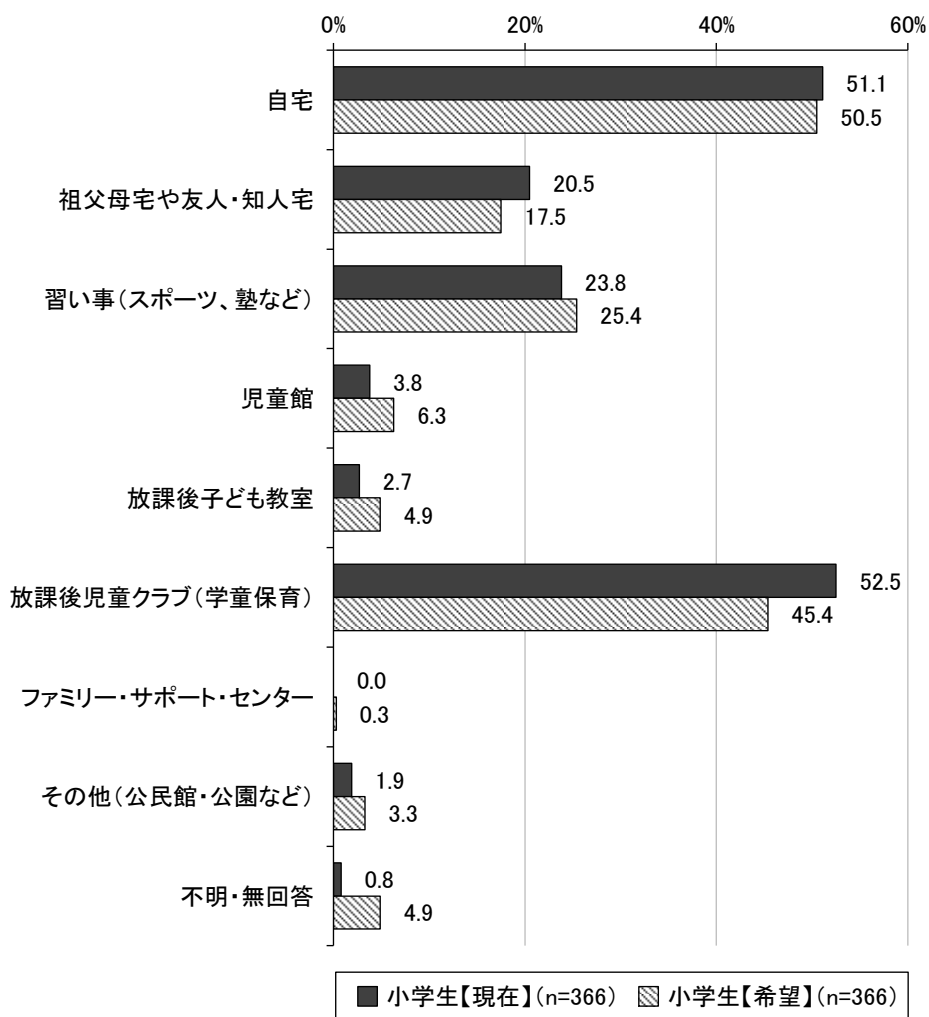
◆就学前児童／小学校入学後、放課後過ごさせたい場所（複数回答、３つまで）



小学生の現在の放課後の過ごし方についてみると、「放課後児童クラブ（学童保育）」が 52.5%と最も高く、次いで「自宅」が 51.1%となっています。

希望する放課後の過ごし方では、「自宅」が 50.5%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」が 45.4%となっています。

◆小学生／現在の放課後の過ごし方と希望する放課後の過ごし方（複数回答）

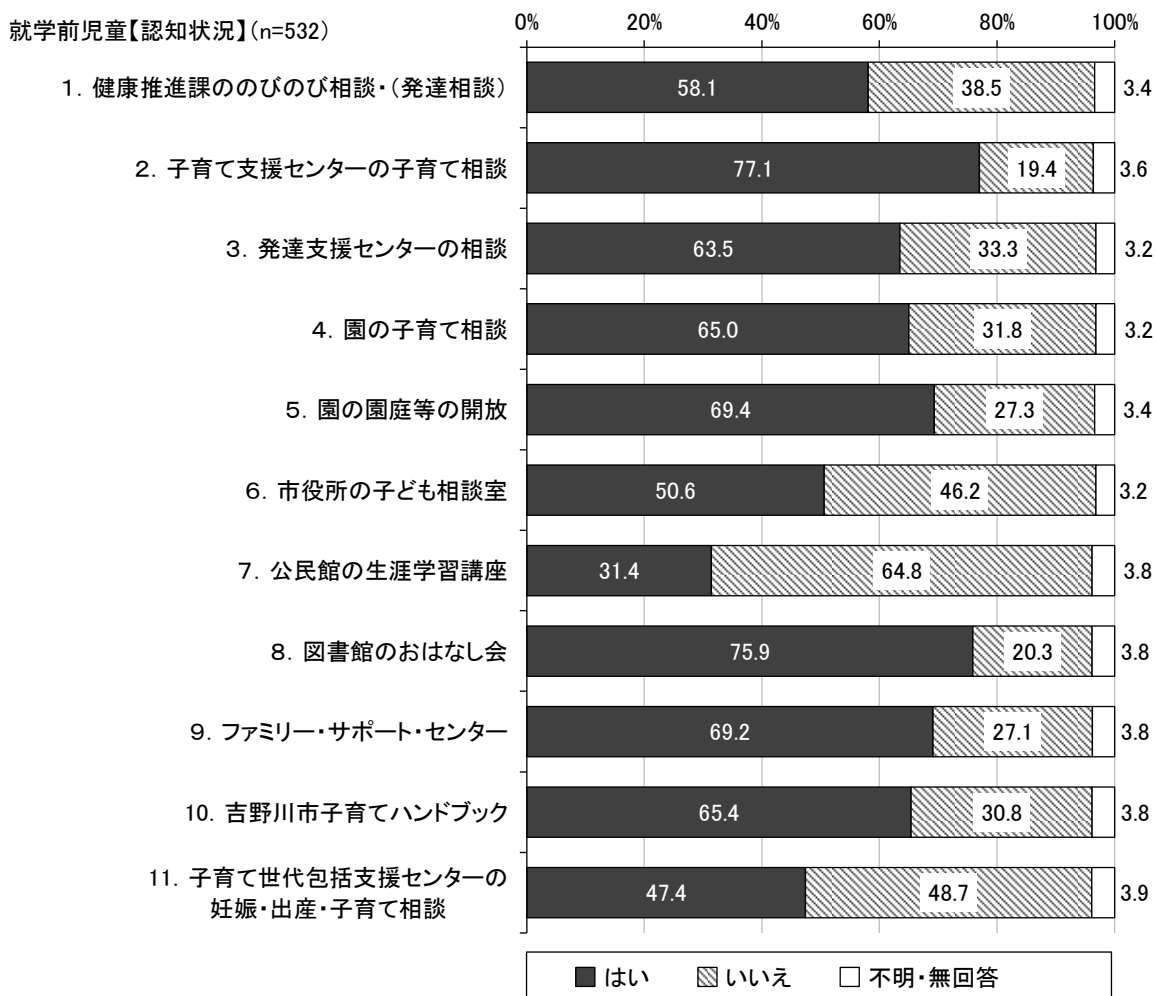


⑨お子さんの地域の子育て支援関連事業について

市内で実施している子育て支援関連事業の認知状況についてみると、就学前児童では【2. 子育て支援センターの子育て相談】 【8. 図書館のおはなし会】で「はい（知っている）」が7割台となっています。

また、【7. 公民館の生涯学習講座】で「いいえ（知らない）」が6割台となっています。

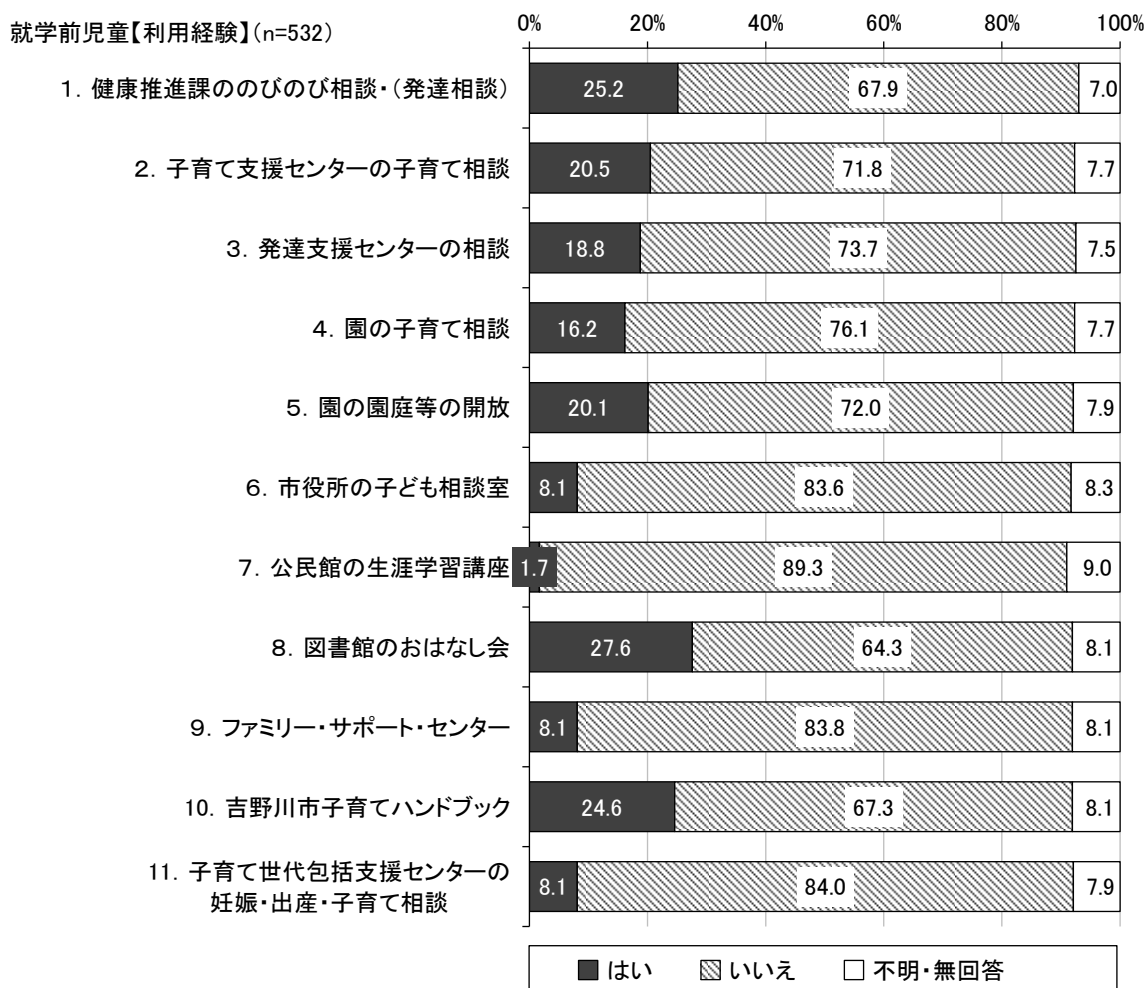
◆就学前児童／市内で実施している子育て支援関連事業の認知状況（単数回答）



市内で実施している子育て支援関連事業の利用経験についてみると、就学前児童では【1. 健康推進課ののびのび相談・（発達相談）】【2. 子育て支援センターの子育て相談】【5. 園の園庭等の開放】【8. 図書館のおはなし会】【10. 吉野川市子育てハンドブック】で「はい（利用したことがある）」が2割台となっています。

また、【6. 市役所の子ども相談室】【7. 公民館の生涯学習講座】【9. ファミリー・サポート・センター】【11. 子育て世代包括支援センターの妊娠・出産・子育て相談】で「いいえ（利用したことがない）」が8割台となっています。

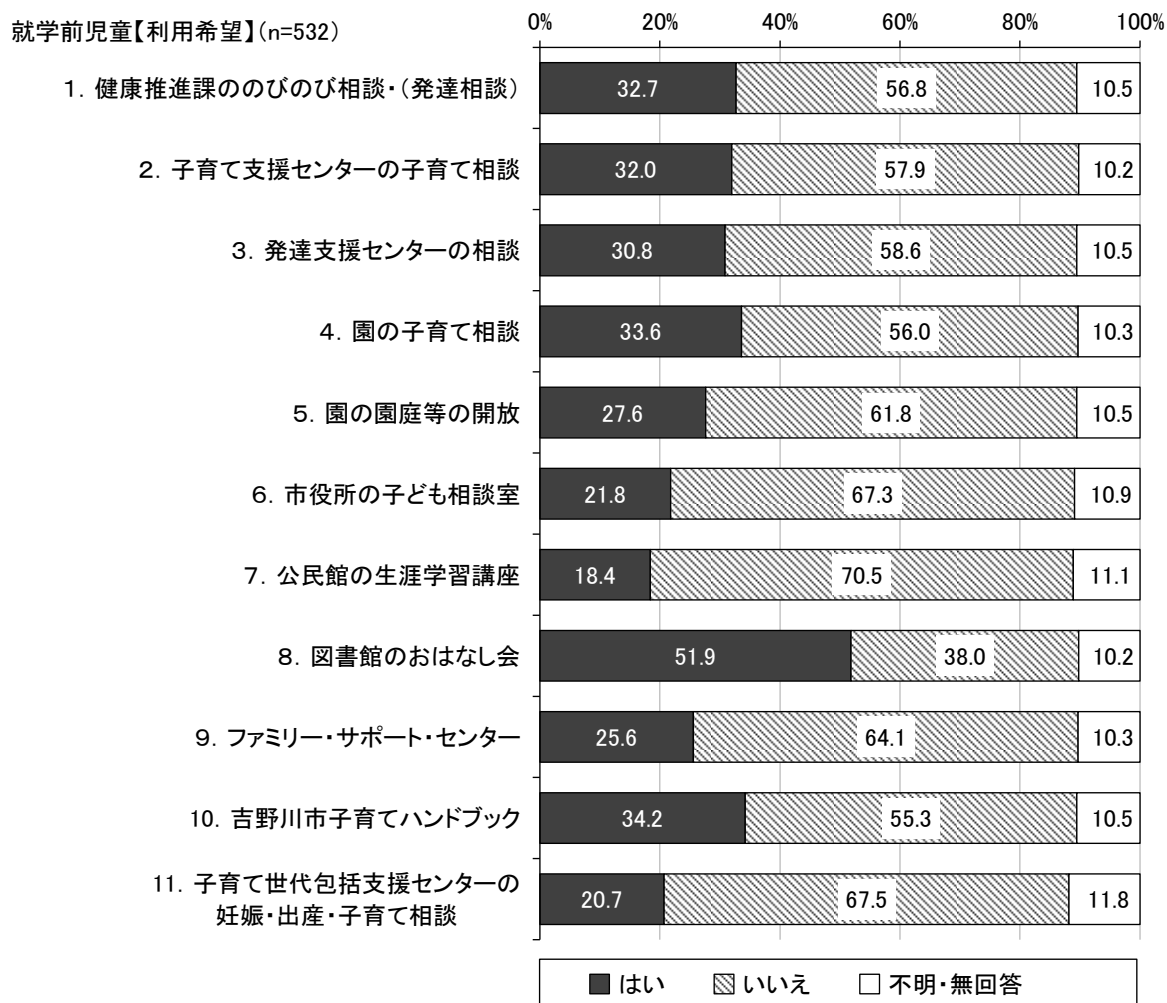
◆市内で実施している子育て支援関連事業の利用経験（単数回答）



市内で実施している子育て支援関連事業の利用希望についてみると、就学前児童では【8. 図書館のおはなし会】で「はい（利用したい）」が5割台となっています。

また、【7. 公民館の生涯学習講座】で「いいえ（利用したいと思わない）」が7割台となっています。

◆市内で実施している子育て支援関連事業の利用希望（単数回答）

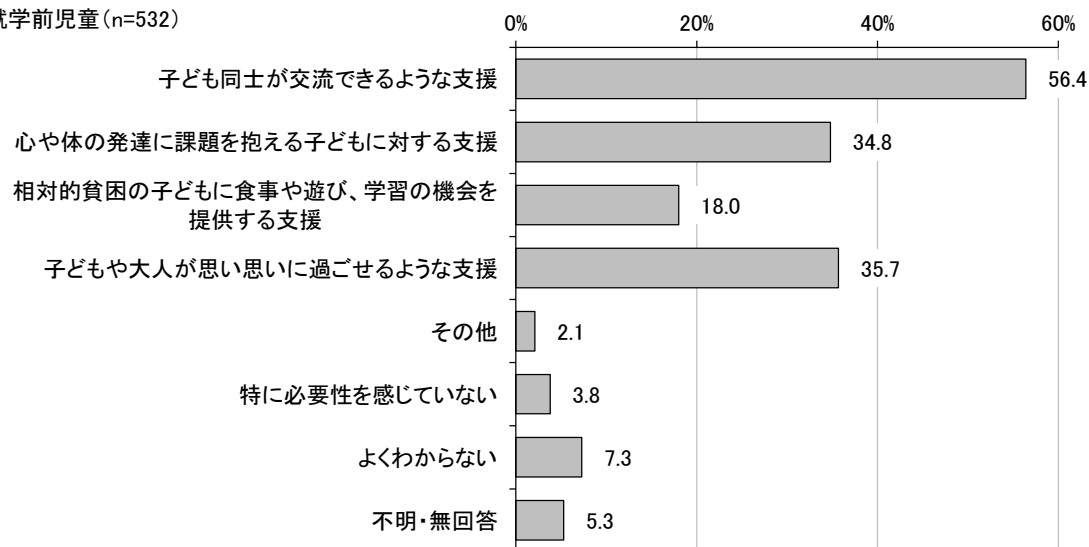


子どもの居場所づくりのために、特に力を入れたらよいと思う支援についてみると、就学前児童では「子ども同士が交流できるような支援」が 56.4%と最も高く、次いで「子どもや大人が思い思いに過ごせるような支援」が 35.7%となっています。

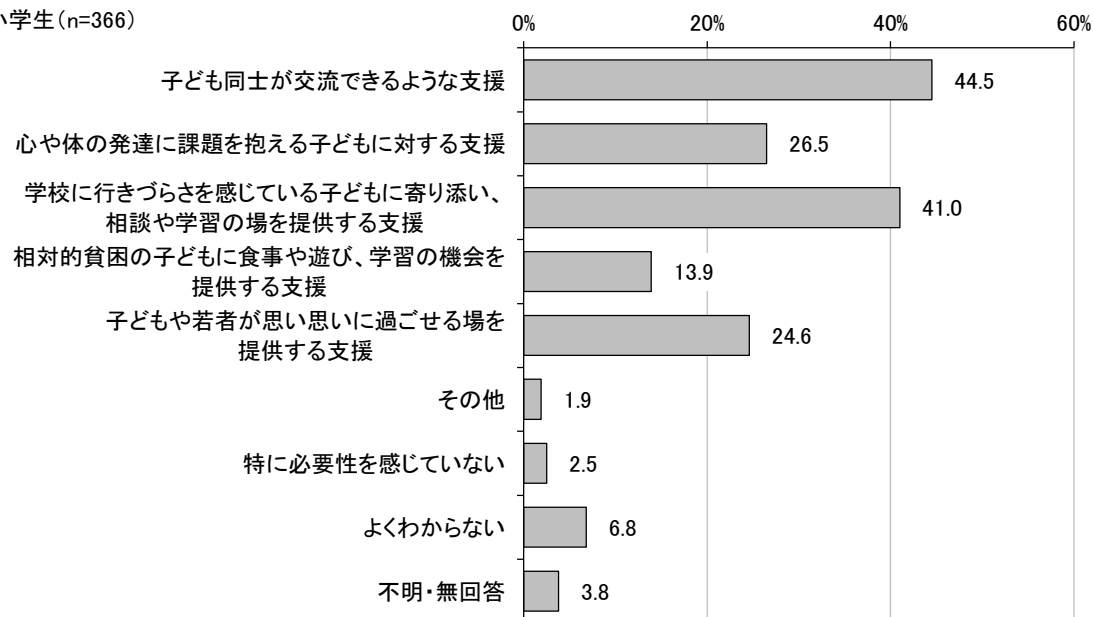
小学生では「子ども同士が交流できるような支援」が 44.5%と最も高く、次いで「学校に行きづらさを感じている子どもに寄り添い、相談や学習の場を提供する支援」が 41.0%となっています。

◆子どもの居場所づくりのために、特に力を入れたらよいと思う支援（複数回答、2つまで）

就学前児童 (n=532)



小学生 (n=366)

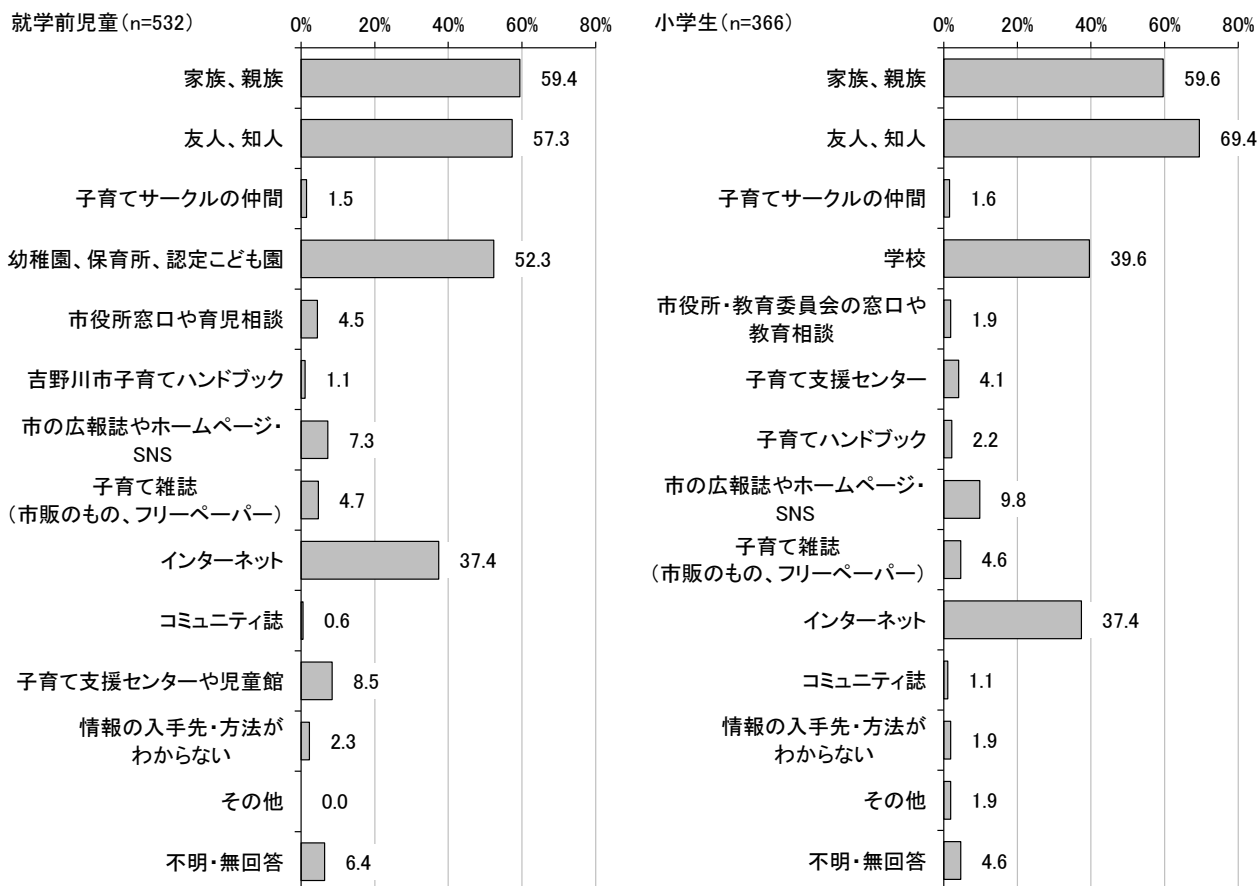


⑩子どもの育ちをめぐる(取り巻く)環境などについて

子育てに関する情報の入手先についてみると、就学前児童では「家族、親族」が 59.4%と最も高く、次いで「友人、知人」が 57.3%となっています。

小学生では「友人、知人」が 69.4%と最も高く、次いで「家族、親族」が 59.6%となっています。

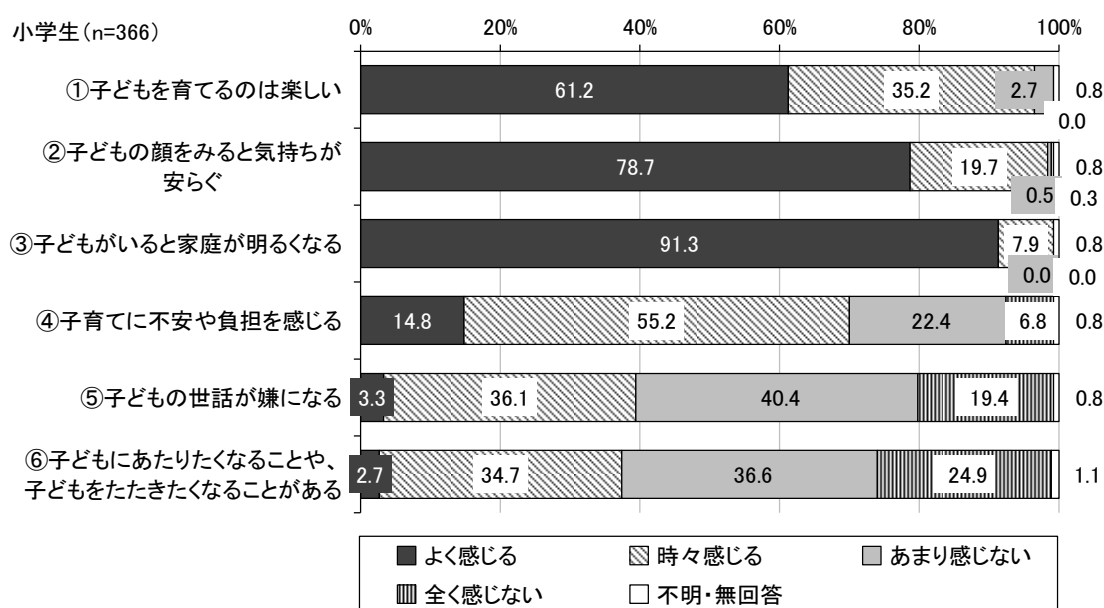
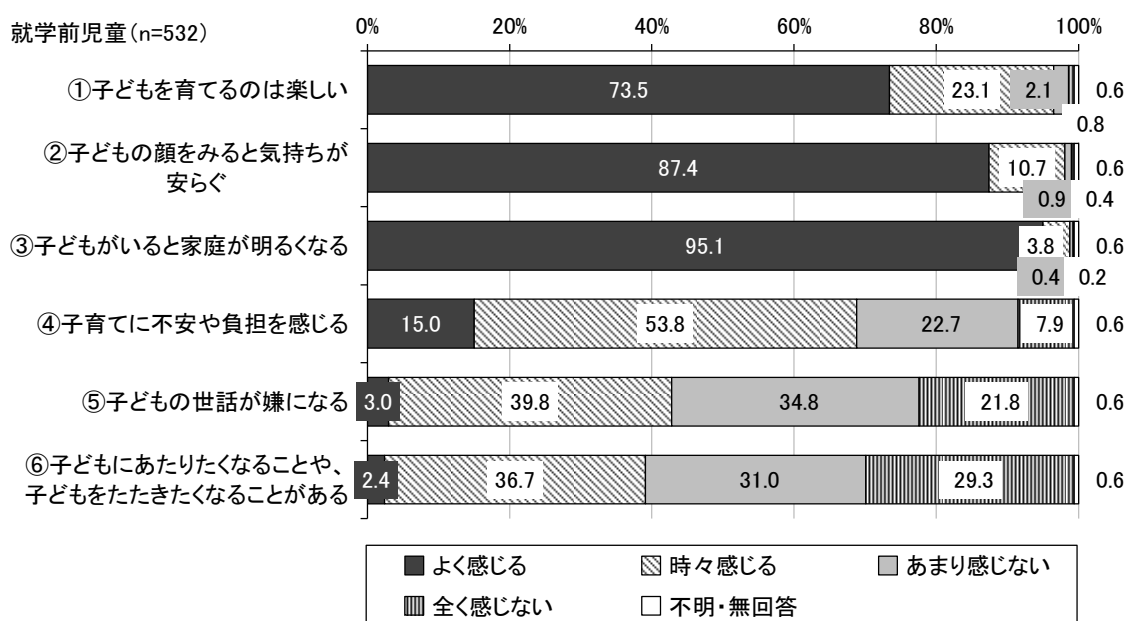
◆子育てに関する情報の入手先（複数回答、3つまで）



子育てをしていて感じることにしてみると、就学前児童・小学生ともに【①子どもを育てるのは楽しい】【②子どもの顔をみると気持ちが安らぐ】【③子どもがいると家庭が明るくなる】で『感じる』（「よく感じる」「時々感じる」の合計）が9割台となっています。

一方、【⑤子どもの世話が嫌になる】【⑥子どもにあたりたくなることや、子どもをたたきたくなることがある】で『感じない』（「あまり感じない」「全く感じない」の合計）が5割以上となっています。

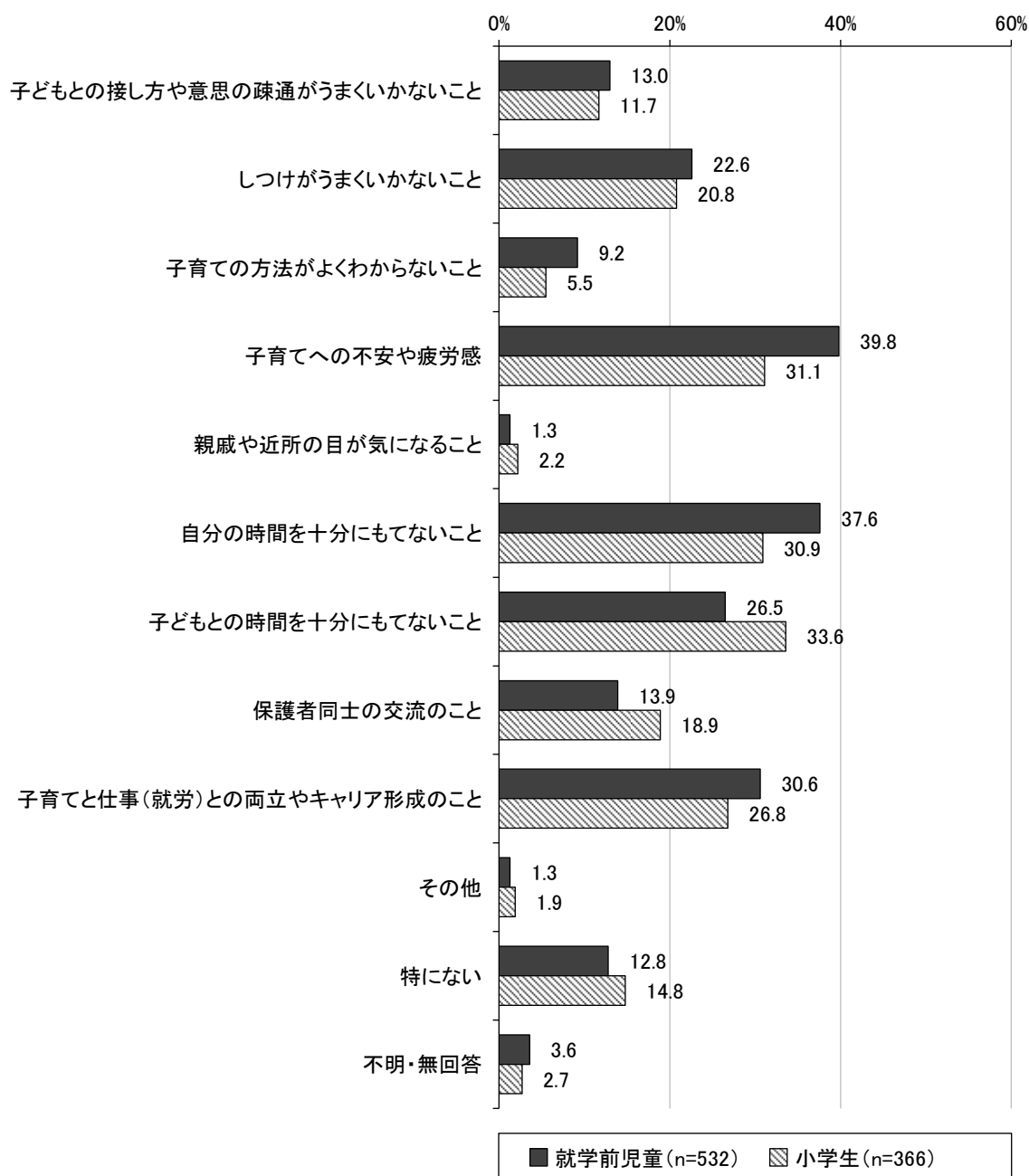
◆子育てをしていて感じること（単数回答）



自分のことに関しての不安や悩みについてみると、就学前児童では「子育てへの不安や疲労感」が39.8%と最も高く、次いで「自分の時間を十分にもてないこと」が37.6%となっています。

小学生では「子どもとの時間を十分にもてないこと」が33.6%と最も高く、次いで「子育てへの不安や疲労感」が31.1%となっています。

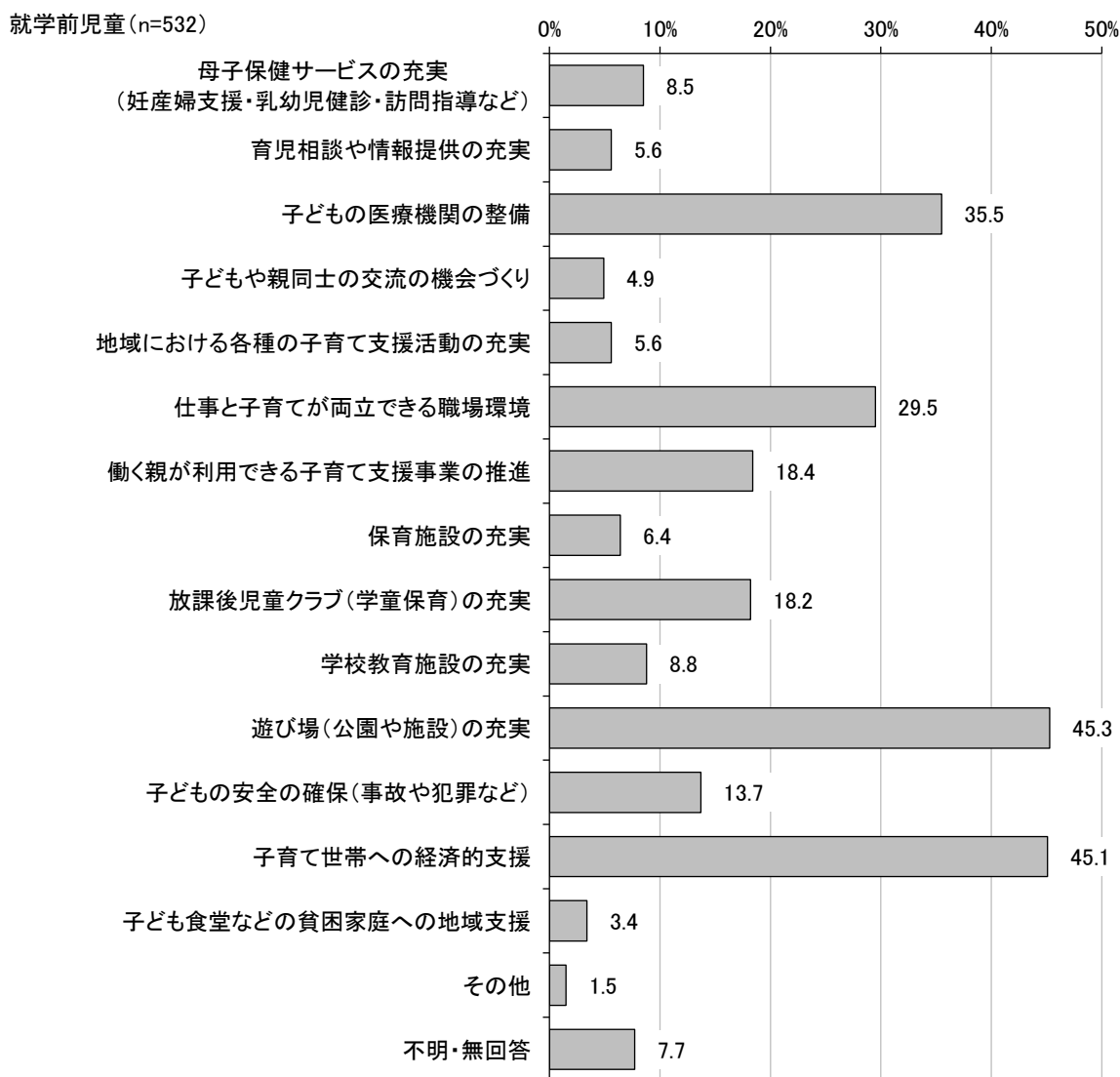
◆自分のことに関して、どのような不安や悩みがあるか（複数回答、3つまで）



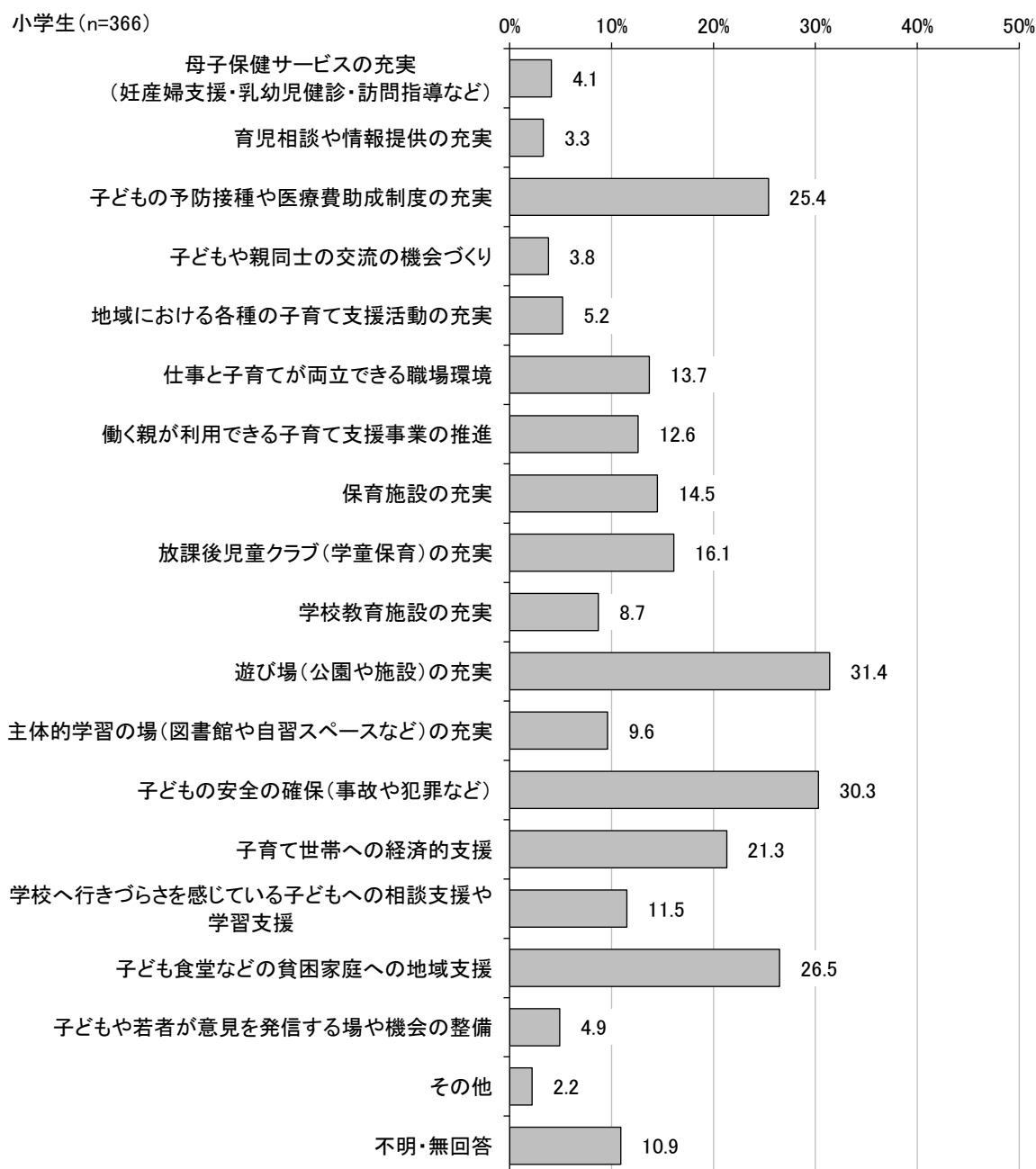
⑪これからの子ども・子育て支援全般について

吉野川市が、今よりももっと子育てしやすいまちとなるために重要だと思うことについてみると、就学前児童では「遊び場（公園や施設）の充実」が45.3%と最も高く、次いで「子育て世帯への経済的支援」が45.1%となっています。

◆吉野川市が、今よりももっと子育てをしやすいまちとなるために重要だと思うこと
（複数回答、3つまで）



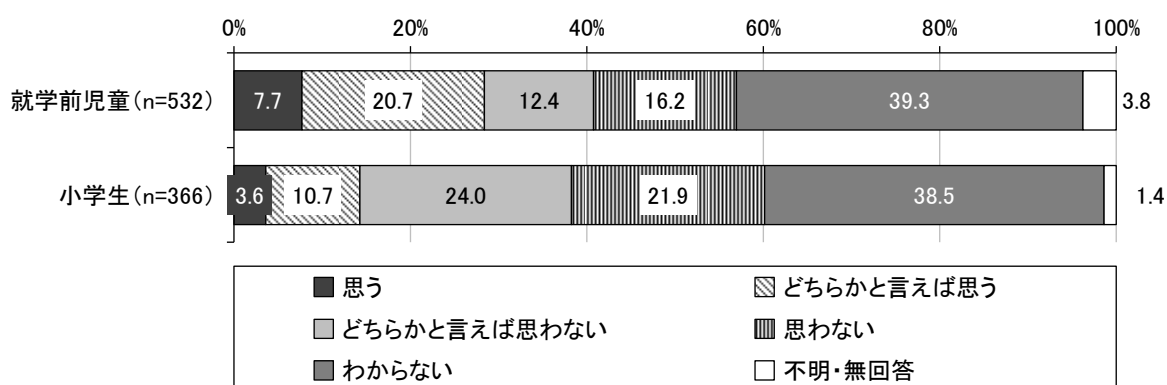
小学生では「遊び場（公園や施設）の充実」が 31.4%と最も高く、次いで「子どもの安全の確保（事故や犯罪など）」が 30.3%となっています。



吉野川市に令和6年4月目処で開設予定の「こども家庭センター」を利用したいと思うかについてみると、就学前児童では「わからない」が39.3%と最も高く、次いで「どちらかと言えば思う」が20.7%となっています。

小学生では「わからない」が38.5%と最も高く、次いで「どちらかと言えば思わない」が24.0%となっています。

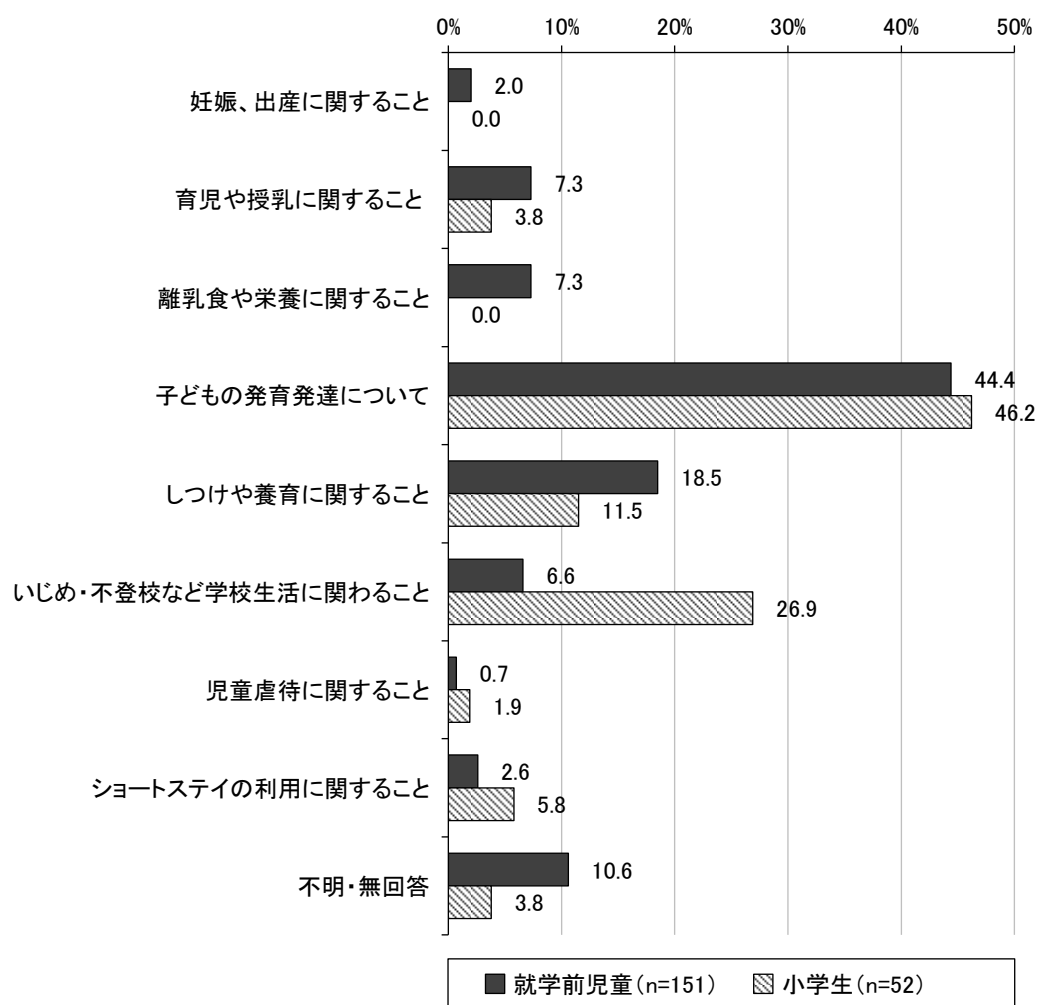
◆吉野川市に令和6年4月目処で開設予定の「こども家庭センター」を利用したいと思うか
(単数回答)



利用したいサービス内容についてみると、就学前児童では「子どもの発育発達について」が 44.4%と最も高く、次いで「しつけや養育に関すること」が 18.5%となっています。

小学生では「子どもの発育発達について」が 46.2%と最も高く、次いで「いじめ・不登校など学校生活に関わること」が 26.9%となっています。

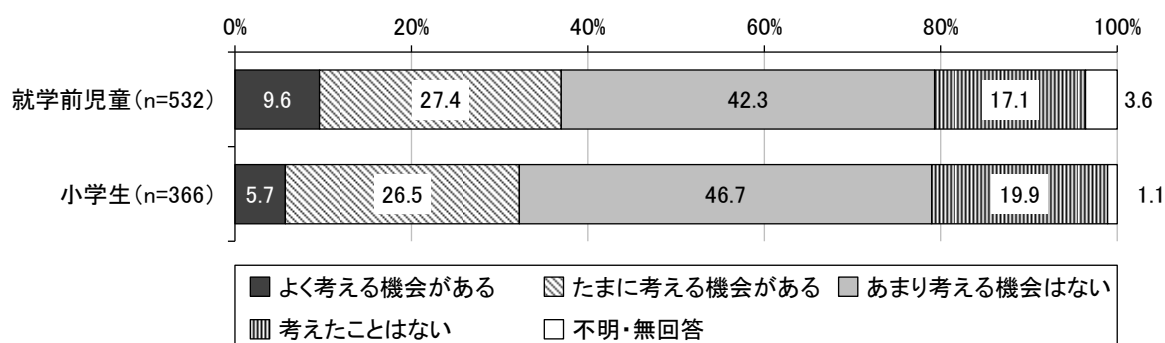
◆利用したいサービス（単数回答）



「こどもの権利」について考えることはあるかについてみると、就学前児童では「あまり考える機会はない」が42.3%と最も高く、次いで「たまに考える機会がある」が27.4%となっています。

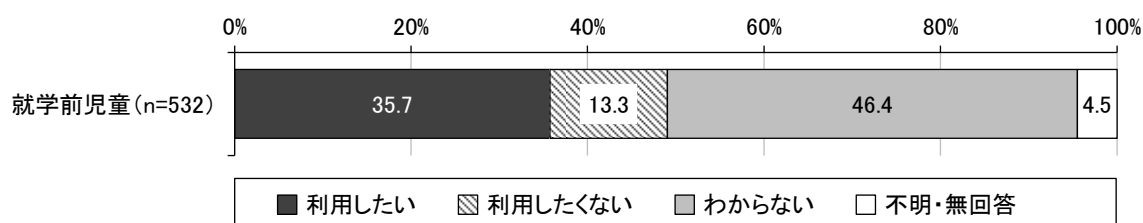
小学生では「あまり考える機会はない」が46.7%と最も高く、次いで「たまに考える機会がある」が26.5%となっています。

◆「こどもの権利」について考えることはあるか（単数回答）



「こども誰でも通園制度」を利用したいと思うかについてみると、「わからない」が46.4%と最も高く、次いで「利用したい」が35.7%となっています。

◆「こども誰でも通園制度」を利用したいと思うか（単数回答）



3. 団体ヒアリングの結果

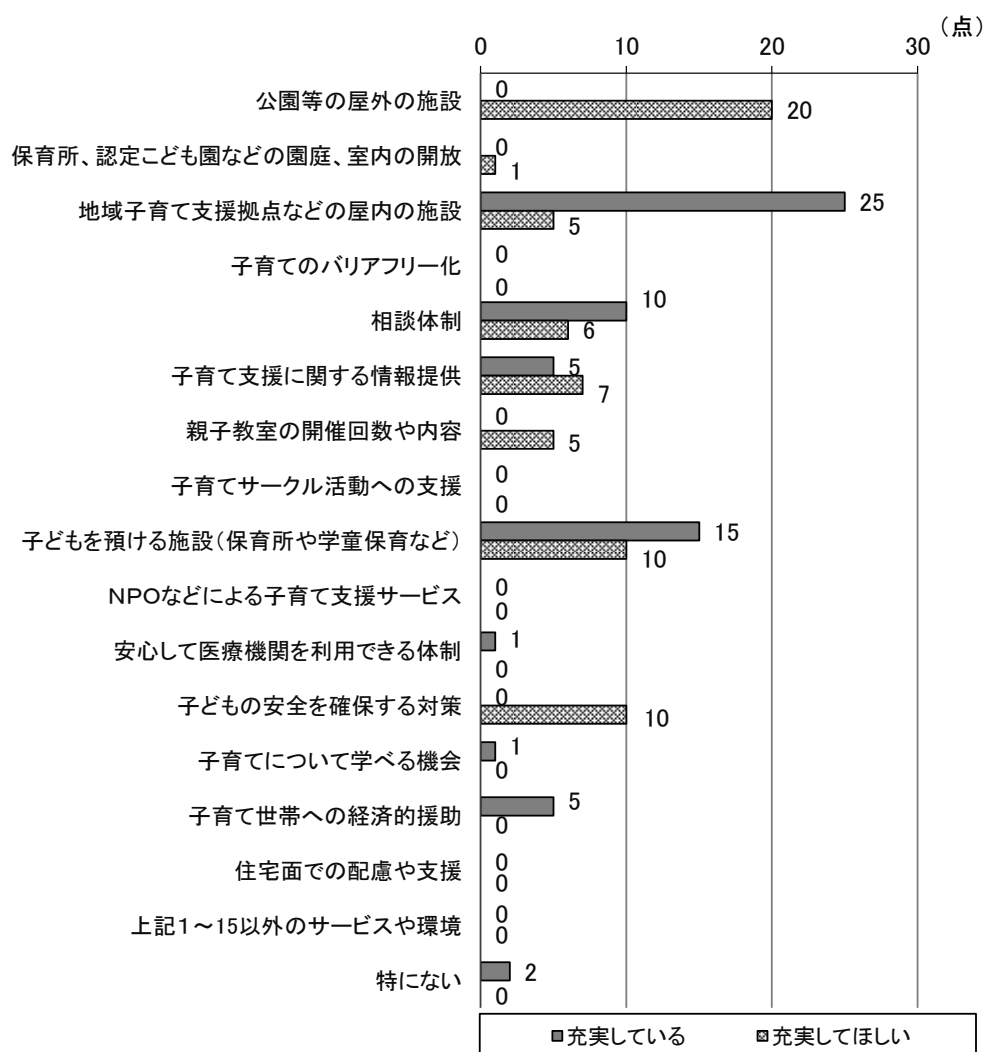
①実施概要

調査の目的

団体ヒアリングは、本市の子育てに係る現状と課題をより詳細に把握するため、子育てに関する取り組みを実施する、または支援する団体等を対象に実施しました。

調査の実施方法と配布・回収状況

- 実施方法：調査票に基づく意識調査
- 実施日程：令和6年8月15日（木）～8月30日（金）
- 実施団体数：6団体



※充実しているもの、充実してほしいものそれぞれについて、上位3項目を回答していただき、回答していた「1位」を10点、「2位」を5点、「3位」を1点として、点数化しています。

4. 前回計画の進捗状況

①就学前児童の教育・保育の提供状況

(1)1号認定

1号認定の児童数は、令和元年度の161人から年々減少しており、令和5年度に61人となっています。

◆1号認定

単位：人

年齢	認定区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
3～5歳児	教育	1号認定	161	100	93	85	61

資料：吉野川市

(2)2号認定

2号認定の児童数は令和2年度の670人を境に減少傾向にあり、令和5年度は596人となっています。

◆2号認定

単位：人

年齢	認定区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
3～5歳児	保育	2号認定	634	670	645	638	596

資料：吉野川市

(3)3号認定

3号認定（0歳児）の児童数は令和3年度に84人と過去5年間で最も多くなっています。1・2歳児の児童数では、令和2年度に358人と過去5年間で最も多くなっています。

◆3号認定

単位：人

年齢	認定区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0歳児	保育	3号認定	73	73	84	81	77
1・2歳児			334	358	322	301	302

資料：吉野川市

②地域子ども・子育て支援事業

(1)時間外保育事業(延長保育)

時間外保育事業の実施施設は、大きな変動はなく横ばいとなっており、令和2年度から令和5年度にかけて9か所を維持しています。一方、実利用者数は年々減少傾向にあり、令和5年度は302人となっています。

施設別の時間外保育事業の実施状況をみると、「鴨島かもめこども園」と「山瀬かもめこども園」の延べ利用日数は、他の園よりも高い利用状況がみられます。

◆時間外保育事業の実施状況

単位：か所／人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数	9	9	9	9
実利用者数	362	334	316	302

資料：吉野川市

◆施設別の時間外保育事業の実施状況（実利用者数と延利用日数）

単位：人／人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
鴨島呉郷保育所	24(288)	23(291)	17(53)	8(57)
鴨島東こども園	34(217)	39(227)	41(384)	60(817)
川島こども園	34(181)	22(155)	28(277)	
高越こども園	42(965)	44(1,149)	34(608)	33(413)
鴨島ひかり乳幼児保育園	20(252)	17(329)	13(347)	14(268)
認定こども園 めぐみ幼稚園 めぐみ保育園	50(447)	42(510)	54(600)	43(603)
鴨島かもめこども園	78(742)	70(1,021)	54(852)	51(1,165)
川島かもめこども園				19(71)
山瀬かもめこども園	43(2,004)	36(1,609)	37(1,278)	32(1,073)
鴨島中央認定こども園	37(531)	41(731)	38(546)	42(562)
合計	362(5,627)	334(6,022)	316(4,945)	302(5,029)

資料：吉野川市

(2)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

放課後児童健全育成事業の実施か所は 16～17 か所で開設状況となっており、実利用者数は年々増加傾向となっています。令和 5 年度は 17 か所で、実利用者数が 661 人となっています。

◆放課後児童健全育成事業の実施状況

単位：か所／人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数 (教室数)	17	17	16	17
実利用者数	590	625	624	661

資料：吉野川市

◆学年別放課後児童健全育成事業の利用者数

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1年生	147	173	163	154
2年生	150	136	161	163
3年生	141	127	125	145
4年生	82	100	90	97
5年生	49	62	57	64
6年生	21	27	28	38
合計	590	625	624	661

資料：吉野川市

(3)子育て短期支援事業

子育て短期支援事業の実施状況は、ショートステイでは令和2年度で実件数が3件と最も多く、延べ利用者数も18人日と最も多くなっています。

トワイライトステイ・休日預かりについては、利用実績がここ4年間ではありませんでした。

◆子育て短期支援事業（ショートステイ）の実施状況

単位：件／人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実件数	3	1	1	2
延べ利用者数	18	2	5	6

資料：吉野川市

◆子育て短期支援事業（トワイライトステイ・休日預かり）の実施状況

単位：件／人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実件数	0	0	0	0
延べ利用者数	0	0	0	0

資料：吉野川市

(4) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は令和2年度から令和5年度で増減はなく8か所で実施されており、令和5年度の延べ利用者数は21,872人日となっています。

◆地域子育て支援拠点事業の実施状況

単位：か所／人日

吉野川市	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数	8	8	8	8
延べ利用者数	21,240	16,505	20,109	21,872

資料：吉野川市

鴨島地区の地域子育て支援拠点事業は令和5年度まで5か所で実施されており、令和5年度の延べ利用者数は18,052人日となっています。

◆鴨島地区の地域子育て支援拠点事業の実施状況

単位：か所／人日

鴨島地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数	5	5	5	5
延べ利用者数	16,502	12,730	16,385	18,052

資料：吉野川市

川島地区の地域子育て支援拠点事業は1か所で実施されており、延べ利用者数は令和5年度で2,287人日となっています。

◆川島地区の地域子育て支援拠点事業の実施状況

単位：か所／人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数	1	1	1	1
延べ利用者数	3,248	1,922	1,660	2,287

資料：吉野川市

山川地区の地域子育て支援拠点事業は2か所で実施されており、延べ利用者数は令和5年度で1,533人日となっています。

◆山川地区の地域子育て支援拠点事業の実施状況

単位：か所／人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数	2	2	2	2
延べ利用者数	1,490	1,853	2,064	1,533

資料：吉野川市

(5)一時預かり事業

一時預かり事業（幼稚園型）の実施施設は7か所となっています。

延べ利用者数は概ね600～700人日台で推移しており、令和5年度は762人日となっています。

◆一時預かり事業の実施状況（幼稚園型）

単位：か所／人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数	7	7	7	7
延べ利用者数	689	648	596	762

資料：吉野川市

◆施設別の一時預かり事業の実施状況（幼稚園型：実利用者数と延利用日数）

単位：人／人日

施設名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
鴨島中央 認定こども園	6(74)	1(13)	7(228)	6(149)
鴨島東こども園	5(22)	8(37)	6(11)	8(126)
川島こども園	6(50)	6(20)	3(7)	
高越こども園	3(6)	5(13)	1(1)	2(5)
認定こども園 めぐみ幼稚園 めぐみ保育園	14(116)	15(136)	13(117)	4(93)
鴨島かもめ こども園	7(384)	7(215)	8(129)	5(302)
川島かもめ こども園				6(19)
山瀬かもめ こども園	7(37)	7(214)	4(103)	6(68)
合計	48(689)	49(648)	42(596)	37(762)

資料：吉野川市

一時預かり事業（一般型）の実施状況は令和4年度まで5か所でしたが、令和5年度は4か所に減少しました。

延べ利用者数は年度により増減があり、令和5年度では270人日となっています。

令和5年度の認定こども園めぐみ幼稚園・めぐみ保育園では利用者3人に対し、延利用人日が130人日と1人あたりの利用日数が他の園と比較して多い状況となっています。

◆一時預かり事業の実施状況（一般型）

単位：か所／人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数	5	5	5	4
延べ利用者数	323	487	249	270

資料：吉野川市

◆施設別の一時預かり事業の実施状況（一般型：実利用者数と延利用日数）

単位：人／人日

施設名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
鴨島東こども園	12(122)	6(113)	5(47)	3(24)
川島こども園	7(58)	4(71)	1(6)	
高越こども園	2(9)	1(9)	3(19)	8(73)
鴨島中央 認定こども園	4(91)	11(233)	6(125)	6(43)
認定こども園 めぐみ幼稚園 めぐみ保育園	8(43)	8(61)	7(52)	3(130)
合計	33(323)	30(487)	22(249)	20(270)

資料：吉野川市

(6) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、「さくらんぼ」と「ひだまり」で実施しており、年度による増減が大きい状況です。令和5年度は延利用人数で198人日となっています。

地区別での利用状況をみると、「鴨島地区」が最も多く、次いで「山川地区」となっています。

◆病児・病後児保育事業の年齢階層別利用状況（延利用人数）

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0-5歳	65	100	26	146
6-12歳	26	11	3	52
合計	91	111	29	198

資料：吉野川市

◆病児・病後児保育事業の地区別利用状況（延利用人数）

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
鴨島地区	50	71	14	103
川島地区	24	18	4	15
山川地区	17	22	11	80
美郷地区	0	0	0	0
合計	91	111	29	198

資料：吉野川市

(7) ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業は年度による増減が大きく令和3年度は1人でしたが、令和4年度では299人、令和5年度では240人の利用がありました。

◆ファミリー・サポート・センター事業の実施状況

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	58	1	299	240

資料：吉野川市

(8)利用者支援事業

利用者支援事業は1か所で実施しています。

◆利用者支援事業の実施状況

単位：か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	1	1	1	1

資料：吉野川市

(9)妊婦健診事業

妊婦健診事業は年々減少しており、令和5年度は227人となっています。

妊婦1人当たり、14回分の健診費用を助成しており、その利用状況を実施件数としています。

◆妊婦健診事業の実施状況

単位：人／人回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診実人員	311	292	269	227
延受診者数	2,350	2,346	2,094	1,794

資料：吉野川市

(10)乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は減少傾向にあり、令和5年度で165件となっています。

◆乳児家庭全戸訪問事業の実施状況

単位：件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	205	178	168	165

資料：吉野川市

(11) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は減少傾向となっており、令和5年度の利用人数は30人となっています。

◆ 養育支援訪問事業の実施状況

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
鴨島地区	35	31	25	18
川島地区	8	5	2	4
山川地区	3	5	4	8
美郷地区	0	0	0	0
合計	46	41	31	30

資料：吉野川市

(12) 放課後子ども教室の実施状況

本市では放課後子ども教室は実施しておりません。

5. 前回計画の振り返りと本計画の方向性

● ○ ● 前回計画に基づく施策の実施状況 ● ○ ●

- 令和6年4月1日からこども家庭センターを開設。妊産婦、子育て世帯の方などに、保健師、助産師、保育士などの専門職が妊娠から出産、子育て期の様々な相談に応じています。
- 妊婦健康診査の結果から訪問、面接、電話にて保健指導を行い妊娠期の健康保持・増進に努めています。
- 学校運営上の課題を明確化したものをコミュニティ・スクール(学校運営協議会)で情報共有を行うことで、地域の声を積極的に反映し、地域と協働しながら子どもたちの豊かな成長を育んでいます。
- 障がい児については障がいの特性を理解し、必要に応じて加配職員の配置を行っています。就学にあたっては、進学先との引継ぎを行うことで、障がいのある子どもが生活しやすいよう配慮しています。

◆ ◇ ◆ アンケート調査等からみた課題の整理 ◆ ◇ ◆

- 就学前、小学生児童の母親の就労状況は、ともに8割以上が就労しており、今後の就労の希望についても、6割台の就労意向がみられ、今後も保育ニーズは高まることが予想されます。
- 母親の就労意向にあわせ、就学前児童の就学後の放課後児童クラブ等の利用についても、低学年のうちの利用意向は 62.0%と高い傾向がみられます。就学前のみならず、小学生においても同様に児童の健全な育成に関するニーズの高まりが予想されます。
- 子どもの居場所づくりのために、特に力を入れたらよいと思う支援についてみると、就学前児童・小学生ともに「子ども同士が交流できるような支援」が最も数値が高くなっており、日常的に子ども同士がふれあえる環境づくりが望まれています。



★ ☆ ★ 計画の見直しの方向 ★ ☆ ★

- ★幼児教育・保育や放課後児童クラブ等のニーズへの対応については、地域の人口の状況や保育ニーズの動向等を踏まえ、計画的な提供体制を整えます。
- ★地域子育て支援事業について、潜在的ニーズを考慮した取り組みを推進します。
- ★子育て当事者全体が過ごしやすい環境づくりを推進します。
- ★こどもまんなか社会の実現に向け、こどもの権利について推進を行い、市民意識の向上を図ります。

第3章 計画の方向性

1. 基本理念

子どもも親も みんなが笑顔 地域の力で夢紡ぐまち 吉野川

本市はこれまで、前回計画において「子どもも親も みんなが笑顔 地域の力で夢紡ぐまち 吉野川」を基本理念に掲げ、次世代育成支援行動計画を踏襲する形で、5つの基本目標を掲げ、各施策・事業を展開してきました。

また、第3期地域福祉計画では、一人ひとりが幸せを実感できる地域福祉の実現に向けて、「みんなの絆と地域の力で育む 心豊かな吉野川市」を基本理念に掲げ、近隣の人や顔見知りの人に声をかけ合い、互いに支え合える関係を構築することが重要であると捉え、計画を推進しています。

保護者が第一義的な責任のもとに、子育てをすることはこれからも大切なことではありますが、子どもの最善の利益を追求するためには、地域の力は必要不可欠なものです。

そこで、これまでの基本理念を継承し、上記の「子どもも親も みんなが笑顔 地域の力で夢紡ぐまち 吉野川」を基本理念として掲げ、本計画を推進していきます。

2. 基本目標

基本目標1 子どもの健やかな成長を育む教育・保育環境の充実

次代を担う子どもたちが、活気にあふれた学校生活を通して、子どもたちの一人ひとりの個性と可能性を伸ばすことのできる環境を整え、豊かな人間性と確かな学力、健やかな身体を養います。

教育の原点である家庭教育を大切に、家庭の子育て力の向上を図るとともに、地域の中で育てていくことができる環境づくりに努めます。

基本目標2 地域における子育て支援の充実

保育ニーズの高まりに対して、必要な保育量が確保できるよう、各種支援体制の充実を図ります。

また、就労形態の多様化に対応した保育サービスや経済的な支援を充実し、安心して子育てができる環境の整備を推進します。

地域で安心して子どもを育てることができるよう、交通安全の徹底、防犯教室、避難訓練の充実を図り、適切な危険回避行動がとれる力を育みます。

基本目標3 母子の健康の保持・増進と切れ目のない支援体制の確立

妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供できるよう、母子保健事業と子育て支援事業を一体的に提供することも家庭センターが中心となって、妊娠期から個々の不安や心配に寄り添う支援を行うなど、産後から子育て期の継続的な相談支援及び虐待防止体制の充実を図ります。学童期においては、学校での悩みや不安が解消されるよう、ソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等との連携を強化します。

また、保育所、認定こども園、学校、地域等が連携して食育を推進できるよう計画的な食育を推進するとともに、家庭での食育の推進に向けて、情報共有の充実に努めます。

基本目標4 家庭における子育て支援の充実

働きながら子どもを育てる家庭を支援するため、地域で子どもがのびのびと成長することのできる居場所づくりを進めます。

また、就学前教育・保育の充実や放課後児童クラブの確保をはじめ、仕事と子育ての両立を支援するための各種支援に取り組み、子育て家庭がゆとりを持って子育てできる環境づくりを進めます。

基本目標5 特別な支援が必要な児童への支援の充実

あらゆる状況において子どもの最善の利益が守られる社会の実現に向けて、特別な支援が必要な子どもたちが必要な支援を受けることができるよう、こども家庭センターや保健師、保健所、医療機関、保育所、認定こども園、各種学校等の関係機関との連携を図り、支援体制の充実を図ります。

『スマイル子育て』よしのがわ

わたしたちは、

みんなが笑顔で「子育て・子育ち」が

できるまちを目指し、次のような考えに立って、子育て支援に関する取り組みを進めます。

1. 子どもの「笑顔」を目指します

「子どもは尊重される存在であり、一つの個の人格を持った人間である」という視点に立ち、まちの未来の主役である子ども自身の幸せを第一に考える取り組みを進めます。

2. 子どもとの「笑顔のふれあい」を目指します

吉野川市に住む子どもたちが、身の回りのお友達、お兄ちゃん、お姉ちゃん、おじちゃん、おばちゃん、おじいちゃん、おばあちゃんとふれあい、いつも新しい出会いや発見で笑顔でいることができるまちづくりを目指します。

3. みんなの「住まいる」を目指します

吉野川市民がともに力を合わせ、大きな心で子どもを見守り、家庭、学校をはじめ地域社会全体で子どもを育み、子育てを通じて、子どもが健やかに育ってだけでなく、親も子どもとともに成長し、ずっと吉野川市に住み続けることができるまちを目指します。

3. 本計画の体系

本計画に掲げる基本理念の実現に向けて、5つの基本目標を設定します。

基本理念

子どもも親も
みんなが笑顔
地域の力で夢紡ぐまち
吉野川

基本目標と具体施策

基本目標1 子どもの健やかな成長を育む教育・保育環境の充実

- 施策1 保育所・認定こども園における教育・保育の質の向上
- 施策2 家庭や地域の教育力の向上

基本目標2 地域における子育て支援の充実

- 施策1 地域における子育て支援サービスの支援・充実
- 施策2 児童の健全育成の取り組みの推進
- 施策3 子育てを支援する生活環境の整備
- 施策4 子どもの安全の確保

基本目標3 母子の健康の保持・増進と切れ目のない支援体制の確立

- 施策1 子どもや母親の健康の確保
- 施策2 子どもの健康な心とからだづくりの推進

基本目標4 家庭における子育て支援の充実

- 施策1 仕事と家庭生活の調和の実現に向けた支援の充実

基本目標5 特別な支援が必要な児童への支援の充実

- 施策1 児童虐待防止対策の充実
- 施策2 ひとり親家庭等への自立支援の推進
- 施策3 障がい児施策の充実
- 施策4 子どもの貧困対策のための支援の充実

第4章 施策の展開

1. 基本目標1 子どもの健やかな成長を育む教育・保育環境の充実

● 目標の方向性 ●

時代とともに多様化する教育・保育のニーズに対応できるよう、保育人材等の確保に努めるとともに、子ども一人ひとりの個性と可能性を伸ばし、豊かな人間性を育み、たくましく生きる力を培うことができるよう、保育の質の向上及び就学前児童の教育・保育全体の充実を図ります。

①保育所・認定こども園における教育・保育の質の向上

◆保育実践にかかる改善・向上のための自己評価及び調査研究の推進

事業概要	保育に携わるすべての職員が毎日の保育記録を通した自己評価、管理職からの適切な指導・助言のもと、保育の質の向上に取り組むとともに、保護者アンケートを通じて保護者が安心して子どもを預けることができる環境を整えることができるよう、取り組みを推進します。 また、公正・中立な第三者評価機関において専門的・客観的立場から福祉サービスについて評価を受けるなど、よりよい福祉サービスの実現に向けた施策も推進します。
担当課	こども未来課、認定こども園

◆情報技術の活用による業務の効率化

事業概要	情報技術の活用による保育所等の業務の効率化のため、必要な措置を講じていきます。 また、家庭との連携や必要情報の提供のためにメール配信システム等を引き続き活用し、保護者等に効果的に情報が届く情報提供方法を研究します。
担当課	こども未来課、認定こども園

◆子どもの健康及び安全の確保

事業概要	国のガイドラインに沿って、保育所等における保健・衛生面の体制整備を推進します。 また、医療機関と連携し、保育所等における健康支援等の充実を図ります。
担当課	こども未来課、認定こども園

◆支援を要する子どもの保育の充実

事業概要	障がい児をはじめ支援を要する子どもの保育に関して、保育所等と地域の関係機関等との連携が適切に図られるよう、必要な支援を行います。 また、支援員に対して、特別支援教育研修等を行い、学んだことの実践を促し、各園や個々の状況にあった支援の充実を推進します。
担当課	こども未来課、認定こども園

◆保育士等の資質・専門性の向上

事業概要	保育所等の職員に対する研修内容の充実や、外部講師の積極的な活用による研修を引き続き実施します。 また、保育士等の専門性を高めるための資格や養成のあり方について検討するとともに、幼児教育アドバイザーを積極的に活用し、子ども一人ひとりの成長に寄り添った教育・保育を実施します。
担当課	こども未来課、認定こども園

◆専門的な人材や地域の多様な人材の活用

事業概要	保育所等が、保育・子育て支援に関わる専門的な人材や地域の多様な人材を活用して、地域の実情等に応じた様々な取り組みを行うことができるよう、人材の確保や必要な調整等体制を整備します。
担当課	こども未来課、認定こども園

◆保育環境の改善・充実のための財源の確保

事業概要	保育所等における取り組みを支える保育環境を改善・充実するために、必要な財源の確保に努めます。
担当課	こども未来課、認定こども園

◆地域の関係機関等との連携

事業概要	保育所等が、地域子育て支援拠点・小学校・放課後児童クラブ等、地域の関係機関等と積極的な連携及び協力を図ることができるよう、必要な支援を行います。 小学校等との連携においては、園と小学校との意見交換や合同の研究の機会などを設け、架け橋期のカリキュラム編成なども実施していきます。
担当課	こども未来課、認定こども園、学校教育課

②家庭や地域の教育力の向上

◆家庭の教育力を高める機会の充実

事業概要	家庭教育の重要性と実践について学習する機会として、講演会や研修会、講師を派遣して機会の充実を図ります。 また、読み聞かせ(絵本・児童書)や人権講座等、乳幼児から大人まで気軽に参加でき、身近に人権問題を捉える機会・親子で人権問題にふれる機会の充実を図ります。
担当課	人権課、生涯学習課

◆地域に開かれた保育所・認定こども園・学校づくりの促進

事業概要	地区社会福祉協議会や老人会等との積極的な交流を推進するとともに、交通ボランティア等の地域の方にご協力をいただくことで、多世代交流の充実を図ります。 また、学校運営上の課題を明確化したものをコミュニティ・スクール(学校運営協議会)と共有して、地域の声を積極的に反映し、地域と協働しながら子どもたちの豊かな成長を育みます。
担当課	こども未来課、学校教育課、認定こども園、社会福祉課、長寿いきがい課

◆生涯学習事業の充実

事業概要	様々な生涯学習活動を充実させ、子どもが地域社会で主体的に生活できるよう、公民館等での講座・スポーツ活動・文化活動等様々な活動の場の提供を行い、さらなる社会教育やスポーツ活動等の充実を図ります。
担当課	生涯学習課

2. 基本目標2 地域における子育て支援の充実

● 目標の方向性 ●

仕事と子育ての両立をサポートしていくため、既存のサービスの活用を促進し、保護者のニーズに応じた多様な保育サービスを展開します。

また、保育ニーズの多様化に対応するため、病児・病後児保育事業の周知や一時預かり事業の実施設拡大を図ります。

子育て世帯を地域で支援する体制として、ファミリー・サポート・センター事業について広報周知を図り、利用者・支援者間の相互のつながりを広げ、積極的な活用につなげていきます。

①地域における子育て支援サービスの支援・充実

◆こども家庭センターにおける相談支援の充実

事業概要	妊娠期の悩みごとや健康管理等に関する相談を受け付けるとともに、子どもの誕生後も、18歳の成人に至るまでの様々な相談を受け、また地域資源等も活用しながら、それぞれの子どもや家庭に適した支援の調整(コーディネート)を行います。実施にあたっては、個別の事例ごとに担当課と連携して相談支援に取り組み、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへの切れ目ない支援に取り組みます。
担当課	こども家庭センター

◆地域子育て支援拠点事業

事業概要	子育ての負担感等の緩和を図り、安心して子育て・子育てができる環境を整備するため、子育て支援拠点事業を実施します。 地域に根付いた施設としての拠点と、包括的に管理する施設との役割を分けて、利用者にとって利用しやすい施設運営を推進するとともに、効率的かつ効果的な事業運営を行います。
担当課	こども未来課、認定こども園

◆地域組織活動事業

事業概要	児童館や公民館等を拠点とした行事を実施し、地域と親子の交流を推進します。 地域の住民の協力のもと放課後子ども教室の内容を充実させ、地域の方と子ども、その保護者とがふれあう機会の充実を図ります。 また、放課後児童クラブや放課後子ども教室の一体的提供に向けて、事業を推進します。
担当課	こども未来課、生涯学習課

◆情報提供体制の整備（インターネット等による子育て情報の提供）

事業概要	子どもに関する行事案内や地域子育て支援拠点等の行事予定等を、広報やホームページ、SNS 等を活用して、子育て中の保護者に対して効果的に情報が届くよう情報を発信します。
担当課	こども未来課、市長公室

②児童の健全育成の取り組みの推進

◆放課後児童クラブ

事業概要	放課後の子どもの居場所の確保の一貫として、学校の余裕教室等を活用して、放課後児童クラブを実施します。 また、放課後子ども教室との一体的提供等についても、実施できるよう体制を整え、放課後児童クラブにおいても放課後子ども教室との連携を図れるよう推進します。
担当課	こども未来課、生涯学習課

◆地域住民・ボランティア等と連携した放課後児童対策の推進

事業概要	放課後児童クラブや放課後子ども教室において、ボランティアや NPO 団体と協力して行事を継続して実施するとともに、市内の放課後児童クラブ等で地域住民の協力が得られる体制を整備します。
担当課	こども未来課、生涯学習課

◆青少年育成及び家庭・各関係機関の連携

事業概要	補導やパトロール活動を行うとともに、警察等関係団体等との連携を強化し、青少年の健全育成を推進します。
担当課	生涯学習課

◆地域による健全育成活動の支援

事業概要	学校や地域住民、関係団体等が連携して、学校施設や公共施設等を活用し、スポーツ活動等の子どもたちが主体的に活動するための支援を行います。
担当課	生涯学習課

◆児童相談等の相談業務の推進

事業概要	子どもの日常生活や学校生活における様々な悩み、困りごと等に対応して、適切な助言・必要な支援につなげることができるよう、保育や保健、福祉、医療、教育等の関連機関との連携強化を図ります。
担当課	こども家庭センター

③子育てを支援する生活環境の整備

◆公共施設のバリアフリー化

事業概要	公共施設の新設や既存施設の整備の際に、可能な限りバリアフリー化を推進し、様々な利用者に配慮した施設管理を行います。
担当課	建設課

◆公共交通環境の整備

事業概要	子育て世帯が外出しやすい環境を整備するため、公共交通機関に対し、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に努めます。
担当課	建設課

◆公園などの身近な遊び場の整備

事業概要	子どもが安全に公園で遊ぶことができるよう、公園内の遊具を毎年点検し、故障している遊具や公園備品等の修繕、危険遊具の撤去を行います。 また、必要なバリアフリー化を進めるとともに、利用者の安全にも配慮した整備を実施します。
担当課	監理課

④子どもの安全の確保

◆交通安全設備の整備

事業概要	カーブミラーやガードレール等の道路施設の維持、管理を図るとともに、必要な箇所について、道路施設を整備し、安全の確保に努めます。 交通事故による被害が減るよう、地域や学校、警察等の関係機関と連携しながら、交通安全対策を実施します。
担当課	監理課

◆道路環境の整備

事業概要	歩行者が安全に通行することができるよう、歩道等の道路交通環境の整備に努めます。 また、道路境界線等がはっきりとわかるよう、適宜調査を行い、上塗りをするなどの対応を行います。
担当課	建設課、監理課

◆交通安全教室の開催

事業概要	保育所、認定こども園、学校等と協力しながら交通安全教室を開催します。 幼児期から交通ルールを遵守し、安全を確保するために必要な習慣・態度・能力を育みます。
担当課	市民生活課、認定こども園、学校教育課

◆チャイルドシート・ジュニアシート着用の推進

事業概要	警察等との連携を強化し、「マナーアップ推進月間県民運動」、「シートベルト着用キャンペーン」等の機会を通して、チャイルドシート・ジュニアシートの必要性の周知や正しく着用できるよう啓発活動を行います。
担当課	市民生活課

◆交通安全活動

事業概要	警察や学校職員、交通安全協会、地域住民の協力のもと、交通安全活動を実施し、交通安全の啓発活動を行います。 また、中学校区を目安として4分割し、順次、子どもの目線に立って通学路の点検や園児等のお散歩コースの点検を行い、危険箇所の解消、交通安全の確保に努めます。
担当課	市民生活課、こども未来課

◆安全な道路交通環境の整備

事業概要	交通マナーの向上や安全な道路整備、防犯灯の新設等を行うことで、歩行者が安全に安心して外出できる環境を整えます。 必要に応じて交通安全の旗を設置していきます。
担当課	市民生活課、建設課

◆犯罪に遭わないための連絡網の活用

事業概要	学校における不審者対策として、不審者情報等をすばやく共有できるようマチコミメール等を活用して、保護者や地域の方に情報の共有を図ります。
担当課	学校教育課

◆見守り支援体制づくり

事業概要	学校付近や通学路等において、PTA等の学校関係者や防犯ボランティア等の地域の方、関係機関・団体と連携したパトロールを推進するとともに、通学路における「一人区間」の解消や防犯灯の設置をはじめ、子どもの安全確保を推進します。
担当課	市民生活課、学校教育課

◆防犯教室や避難訓練の実施

事業概要	警察や消防署等との連携を強化し、引き続き防犯教室、避難訓練を実施します。 災害発生時には児童が、自ら適切な避難行動がとれるよう、避難訓練の実施に努めます。
担当課	認定こども園、学校教育課

◆犯罪、いじめ等の被害を受けた子どもへの支援体制

事業概要	吉野川市要保護児童対策地域協議会を通して、被害に遭った子どもに対するカウンセリングや保護者への助言等を実施します。 また、相談活動を実施し、被害に遭った子どもや家庭に対して、立ち直りの支援に努めます。
担当課	こども家庭センター

3. 基本目標3 母子の健康の保持・増進と切れ目のない支援体制の確立

● 目標の方向性 ●

妊娠・出産期の精神的な不安や負担の軽減が図れるよう、各種健診や相談事業を通して母子の健康の保持・増進に努め、安心して子育てができる支援の充実を図ります。

また、子どもの発育・発達や成長段階に応じて、健やかに成長できるよう、健康な生活の基礎づくりを推進します。

①子どもや母親の健康の確保

◆こども家庭センター

事業概要	こども家庭センターを拠点とし、妊産婦、子育て世帯の方などに、保健師、助産師、保育士等の専門職が妊娠から出産、子育て期の様々な相談支援を行います。 また、セルフプランや必要に応じてサポートプラン等を策定し、医療・福祉等の地域の関係機関による切れ目のない支援を行うなど、支援体制を充実させます。
担当課	こども家庭センター

◆妊婦健診事業

事業概要	すべての妊婦に対して、安心、安全に妊娠期を過ごすために妊婦健康診査受診後の保健指導等の介入を行い、妊娠期の健康保持・増進に努めます。
担当課	健康推進課、こども家庭センター

◆乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

事業概要	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、授乳や発育・発達に関する相談・支援、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行います。 また、支援が必要となる乳幼児の早期発見と、必要に応じて関係機関と連携して適切な対応を行います。
担当課	健康推進課

◆マタニティ教室

事業概要	マタニティ教室や個別の面談を実施し、妊娠・出産・産後を健康に過ごすことができ、安心して子育てができるように子育て世帯の父母への情報提供や個別支援等を行います。
担当課	こども家庭センター

◆乳幼児相談

事業概要	保健師、助産師、保育士等の専門職が妊娠から出産、子育ての様々な相談支援に対応していきます。 健康推進課とこども家庭センターが連携して相談支援を充実させていきます。
担当課	健康推進課、こども家庭センター

◆発達相談

事業概要	1歳6か月児健診や3歳児健診等の健診後に、専門家による子どもの成長・発達に応じた相談を実施し、保護者の育児不安の軽減や解消を図るとともに、子どもへの関わり方のアドバイスをを行います。 また、小学校入学前の5歳児健診については、国や県、他市町の動向も踏まえながら、実施に向けた検討を行います。
担当課	健康推進課

◆育児相談

事業概要	育児にかかる不安の軽減・解消に向けて、通常の相談業務に加え、各種健診や保育所・認定こども園の園庭開放、子育て支援センター等での行事の際に気軽に相談できる雰囲気づくりを行い、多様な相談に対応できるように推進します。 また、保健師、助産師、保育士等の専門職が妊娠から出産、子育ての様々な相談支援に対応します。
担当課	こども未来課、こども家庭センター、認定こども園

◆不妊治療対策

事業概要	不妊治療に対する市民のニーズを把握し、特定不妊治療、男性不妊治療に要する助成内容を充実させることで、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図ります。
担当課	健康推進課

◆母子健康手帳の交付

事業概要	妊娠の届出時に母子健康手帳を交付し、健やかに妊娠生活を送れるよう、保健指導、栄養指導を実施します。 また、交付・指導の際に出産、育児等の見通しを立てるための面談や情報提供等を通じて、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施します。
担当課	こども家庭センター

②子どもの健康な心とからだづくりの推進

◆家庭における食育の推進

事業概要	ヘルスメイト(食生活改善推進員)や保育所、認定こども園、学校、給食センターと連携し、家庭での正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の構築、家族との関係づくりによる心身の健全育成に努めます。 また、保育所、認定こども園における「食育だより」等を活用して、家庭での食育が図られるよう、家庭でも簡単に取り入れられるような情報を発信します。
担当課	健康推進課、こども未来課

◆食育に関する関係機関の連携

事業概要	食育年間計画を作成し、クッキング保育や菜園活動などを通して、体験型の食育の実施に努めます。 また、引き続き食に関する子どもの連続的な発達について連絡・協議する場を持ち、地域の方の協力のもと収穫体験等が行えるよう、良好な関係を維持していきます。
担当課	健康推進課、こども未来課、認定こども園

◆アレルギーのある子どもへの支援

事業概要	乳児健診時にアレルギー疾患を有する子どもの保護者に対して、丁寧な相談を行うとともに、保育所、認定こども園への入所、小・中学校入学の際には、それぞれの児童のアレルギーに関する情報を共有し、誤提供や誤食のないよう対応を徹底するとともに、全員が同じ食事ができるよう、給食献立の研究を行います。
担当課	健康推進課、こども未来課、認定こども園、学校給食センター

◆感染症予防（予防接種）事業

事業概要	新生児訪問や乳幼児健診の場で接種時期の確認や説明を実施し、適切な時期に接種できるよう各予防接種の勧奨通知や電話での勧奨を徹底します。 予防接種の重要性と安全性等について正しく理解できるよう周知に努めるとともに、関係機関と連携して接種率向上を図ります。
担当課	健康推進課

◆子どもの心と身体の健やかな発達の促進

事業概要	各種健診等において、子どもの発育・発達を確認し、適切な保健指導・栄養指導を行い、子どもの健やかな成長を促します。また、必要な時期に受診等の確認を行うなど、適切な対応がとれるよう、保健、医療、福祉等の連携強化を図ります。
担当課	健康推進課

◆出産・育児等にかかる経済的負担の軽減

事業概要	出産育児一時金支給事業や出産祝金支給事業、児童手当、育児用品購入補助事業等、各種経済的支援施策の周知を図り、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。 出産・子育て応援給付金事業として、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金を一体的に実施しています。妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し給付金を支給し、経済的負担の軽減を図ります。
担当課	こども未来課、国保年金課、こども家庭センター

◆子どもはぐくみ医療費助成事業

事業概要	子どもを扶養している保護者に対し、医療費の自己負担分を助成し、子育て世帯の医療費負担の軽減を図ります。
担当課	こども未来課

4. 基本目標4 家庭における子育て支援の充実

● 目標の方向性 ●

父親と母親が子育てについて協力し合いながら、喜びと幸せを感じて子育てをすることができるよう、地域住民に対して男女共同参画の意識啓発を行うとともに、企業に向けた働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進に関する啓発を行い、意識の醸成を図ります。

①仕事と家庭生活の調和の実現に向けた支援の充実

◆企業への働き方の見直しへの広報・啓発

事業概要	施策の方針に沿った具体的な取り組みを進め、固定的な男女の役割分担意識の払しょく等、住民の意識改革のための広報や啓発を積極的に推進していきます。 そのため、広報紙やホームページ等を通じ、「男女が子育てを行う大切さ」の啓発に努めます。 また、講演会等に男性も参加できるよう講演会のアンケート項目に「講演会に参加しやすい曜日や時間帯」を追加し、開催日の工夫を行うなど、広報・啓発活動の充実に努めます。 男女がともに充実した家庭・地域・職業生活が送れるよう、事業主への啓発活動を積極的に行うとともに、多様な保育サービスの実施等、仕事を持つ保護者に対する育児施策を実施します。
担当課	人権課、商工観光課、認定こども園、こども未来課

◆育児休業制度の促進

事業概要	男性を含めた育児休業の取得促進について、関係機関と連携をしながら、制度の定着活用を促します。
担当課	商工観光課

◆男女共同参画意識の形成

事業概要	性別役割分担意識を改めていくため、家庭生活において、男女がともに協力しあう意識の形成に努めます。 読み聞かせ(絵本・児童書)や人権講座等、乳幼児から大人まで気軽に参加でき、身近に男女参画を捉える機会・親子で男女参画にふれる機会の充実に努めます。
担当課	人権課

5. 基本目標5 特別な支援が必要な児童への支援の充実

● 目標の方向性 ●

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児等特別な支援が必要な子どもの施策の充実等、県が行う施策との連携を図るとともに、市の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応のための体制の充実を図ります。また、医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築に努めます。

ひとり親家庭の生活環境の向上を図るため、各種手当や助成等の経済的な支援を行うとともに、ひとり親家庭の抱える特有の課題や複雑困難なケースにも対応できるよう、相談員のスキルアップや関係機関との連携を強化し、相談支援体制を充実します。

①児童虐待防止対策の充実

◆児童虐待防止ネットワークの強化

事業概要	児童虐待を未然に防ぐため、要保護児童対策地域協議会を中心として、福祉・保健・医療・教育等の関係機関と情報共有を図り、連携強化に努めます。
担当課	こども家庭センター

◆養育支援訪問の強化

事業概要	養育支援訪問を行う保健師と連携し、支援が必要な家庭を早期に発見して、訪問や指導の実施、家庭相談員による対応を通して虐待防止を推進します。 個々に適したきめ細やかな支援を行うために、サポートプランの充実を図ります。
担当課	こども家庭センター

◆児童虐待防止対策の推進

事業概要	要保護児童対策地域協議会において、児童虐待防止に向けた取り組みを推進します。 また、家庭や関係機関への訪問や電話による聞き取りを充実させるとともに、福祉、保健、医療、教育等の関係機関の連携を強化し、虐待防止と早期発見、予防に努めます。
担当課	こども家庭センター

◆児童虐待防止に関する相談体制の整備

事業概要	家庭や保育所、認定こども園、学校等関係機関や地域から虐待についての相談等を受け、速やかな情報収集、子どもの安全確認を行うとともに、緊急受理会議を行うなど組織内での対応強化を図ります。 虐待の早期発見・対応が行えるよう体制の強化を図るとともに、虐待を受けた子どもの立ち直りや復帰に向け、きめ細かな支援を行います。
担当課	こども家庭センター

◆各種機関を通じた連携支援の推進

事業概要	こども家庭センター及び要保護児童対策地域協議会を中心として、福祉・保健・医療・教育等の関係機関と情報共有を図り、虐待防止やヤングケアラーの早期発見に努めます。また、虐待を受けた子どもの立ち直りや復帰に向け、支援の充実を図っていきます。
担当課	こども家庭センター

◆子育て短期支援事業の充実

事業概要	保護者が疾病等で、子どもを家庭で養育することが一時的に困難になった場合に児童養護施設等で預かり、養育を行います。
担当課	こども家庭センター

◆養育支援訪問事業

事業概要	こども家庭センターと連携しながら、ケースに応じたきめ細やかな支援を実施します。また、妊娠・出産・子育て期の対応を通して、虐待予防に努めます。
担当課	健康推進課

②ひとり親家庭等への自立支援の推進

◆各種保育サービスにおける支援

事業概要	保育料の負担額を低く設定するなど、経済的負担を軽減させるとともに、各種保育サービスを充実させ、安心して子育てをすることができるよう支援します。 就園児、未就園児の分け隔てなく、また、公私の区分なく本市の子ども全員に保育サービスの提供ができるよう施策の構築に努めます。
担当課	こども未来課

◆ひとり親家庭への経済的支援（各種手当等の支援）

事業概要	児童を監護・養育している方に対して児童扶養手当を支給します。 また、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成することで、健康の維持・向上に努めます。
担当課	こども未来課

◆母子父子寡婦福祉資金の貸付相談の推進

事業概要	経済的自立と児童の福祉の向上を図るため、必要な技能習得資金や就学資金制度の周知を図り、支援が必要な方が活用できるよう相談支援の充実を図ります。
担当課	こども家庭センター

◆ひとり親家庭への就労支援

事業概要	自立した生活を営むことができるよう、自立支援教育・高等職業訓練事業の活用や、講座の開催、就職相談の実施等、ハローワークと連携して、ひとり親家庭の就労支援を推進します。 ひとり親家庭のニーズを把握し、就労に向けた情報収集を行います。
担当課	こども家庭センター

◆ひとり親家庭に対する相談・支援活動の充実

事業概要	生活状況に応じた様々な相談支援を行うとともに、サポートプランを作成し、自立した生活に必要な相談・支援活動の充実を図ります。
担当課	こども家庭センター

③障がい児施策の充実

◆障がい児保育の推進

事業概要	保護者と医療、保健、福祉等との連携を強化し、障がいの特性を理解して、個人の能力を伸ばすことのできる保育の実施に努め、必要に応じて加配職員の配置を行います。 また、就学にあたっては、進学先との引継ぎを行うことで、障がいのある子どもが生活しやすいよう配慮します。 インクルーシブ教育の理念に基づき、障がいの有無に関わらず、同じ施設で一緒に育つことができる環境を整えます。
担当課	認定こども園

◆障がい・発達障がい等に関する相談体制の整備

事業概要	乳幼児健康診査や相談事業等を通して、発達面で経過観察が必要と判断された乳幼児とその保護者に対して、適切な相談支援を実施し、子育てや子どもの発育・発達に関する不安の軽減を図ります。 また、早期に療育や支援が必要な場合に適切な支援ができるよう、関係機関と連携して支援体制の充実を図ります。
担当課	健康推進課

◆特別支援教育の推進

事業概要	適切な就学相談に努めるとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた就学相談を進めます。 また、研修等の実施により特別支援教育支援員のより一層の資質向上を目指し、学校の要望に応えるべく新規支援員の拡充も行います。
担当課	学校教育課

◆放課後児童クラブの障がい児の受け入れの推進

事業概要	発達が気になる児童が、放課後児童クラブの利用を希望する際に受け入れることができるよう、支援員や支援補助員等への研修を充実させ、受け入れ体制の充実を図ります。
担当課	こども未来課

④子どもの貧困対策のための支援の充実

◆日常生活支援事業の推進

事業概要	日常生活に支障を感じ、一時的に支援が必要な家庭に対し、家庭相談員を派遣し、生活援助や子育て支援を行います。 また、定期的なモニタリングを行い、相談者の希望に沿った支援を目指します。
担当課	こども家庭センター

◆放課後児童クラブの利用料の減免

事業概要	放課後児童クラブの利用にかかる費用を助成することで、経済的支援の充実を図ります。
担当課	こども未来課

◆児童扶養手当

事業概要	18歳未満の児童を監護しているひとり親家庭の保護者や養育者に対し、生活の安定と自立を促進するため児童扶養手当を支給します。
担当課	こども未来課

第5章 教育・保育事業と地域子ども子育て支援事業の提供

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、本計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

また、区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況、その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

吉野川市においては、効率的な資源の活用を可能とし、市内のニーズに対し柔軟に対応できるよう、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を次のとおり定めます。

◆教育・保育の支給認定と提供区域

支給認定区分	提供区域	考え方
1号認定(3～5歳:教育)	市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
2号認定(3～5歳:保育)		
3号認定(0～2歳:保育)		

◆地域子ども・子育て支援事業の提供区域

事業区分	提供区域	考え方
時間外保育事業(延長保育)	市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
放課後児童健全育成事業	市内 10 区域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、小学校区を基準とし、10 区域を設定します。
子育て短期支援事業	市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
地域子育て支援拠点事業		
一時預かり事業		
病児・病後児保育事業		
ファミリー・サポート・センター事業		
利用者支援事業		
妊婦健診事業		
乳児家庭全戸訪問事業		
養育支援訪問事業		
産後ケア事業(新規)		
実費徴収に係る補足給付を行う事業		
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		
妊婦等包括相談支援事業(新規)		
子育て世帯訪問支援事業(新規)		
乳児等通園支援事業(新規) ※令和7年度より実施		
児童育成支援拠点事業	未定	
親子関係形成支援事業	未定	

2. 幼児期の学校教育・保育

(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を定めます。

本市に居住する子どもについて、「現在の幼稚園、保育所、認定こども園、家庭的保育事業等、認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

① 保育の必要性の認定区分

3－5歳 幼児期の学校教育（第19条1項1号に該当：教育標準時間認定）

3－5歳 保育の必要性あり（第19条1項2号に該当：満3歳以上・保育認定）

0－2歳 保育の必要性あり（第19条1項3号に該当：満3歳未満・保育認定）

② 提供体制の確保の内容及びその実施時期（年度別、施設型給付・地域型保育給付別）

設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

教育・保育施設、地域型保育事業の別に設定。

計画期間について、「量の見込み」に対応するよう「確保方策の内容」を定め、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業を整備します。

外国にルーツのある児童やその保護者が円滑な教育・保育等の利用が得られるよう、必要に応じて支援を行います。

◆ 1号認定の量の見込みと確保方策

単位：人

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	64	61	58	55	53
②確保方策	103	103	103	103	103
確保方策の内容	実情に応じた提供体制を整える				

◆ 2号認定の量の見込みと確保方策

単位：人

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	568	557	546	536	526
②確保方策	606	606	606	606	606
確保方策の内容	実情に応じた提供体制を整える				

◆ 3号認定（0歳）の量の見込みと確保方策

単位：人

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	70	66	62	59	56
②確保方策	79	79	79	79	79
確保方策の内容	実情に応じた提供体制を整える				

◆ 3号認定（1歳）の量の見込みと確保方策

単位：人

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	128	124	121	119	118
②確保方策	134	134	134	134	134
確保方策の内容	実情に応じた提供体制を整える				

◆ 3号認定（2歳）の量の見込みと確保方策

単位：人

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	171	171	171	171	171
②確保方策	172	172	172	172	172
確保方策の内容	実情に応じた提供体制を整える				

3. 地域子ども・子育て支援事業

①時間外保育事業(延長保育)

◆時間外保育事業(延長保育)の量の見込みと確保方策

単位：人

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	132	110	92	77	64
②確保方策	216	216	216	216	216
確保方策の内容	現行の提供体制を維持していく				

②放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

◆放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の量の見込みと確保方策

単位：人

市域全体		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	151	127	135	123	119
	2年生	149	141	119	127	115
	3年生	144	140	133	112	119
	4年生	99	98	96	91	76
	5年生	75	67	67	65	62
	6年生	40	44	40	39	38
②確保方策		658	617	590	557	529
確保方策の内容		現行の提供体制を維持していく				

◆放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)【牛島】の量の見込みと確保方策

単位：人

牛島		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	11	10	10	9	9
	2年生	10	10	8	9	8
	3年生	11	11	11	9	9
	4年生	6	6	6	6	5
	5年生	3	3	3	3	3
	6年生	3	3	3	3	2
②確保方策		44	43	41	39	36
確保方策の内容		現行の提供体制を維持していく				

◆放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【森山】の量の見込みと確保方策 単位：人

森山		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	11	9	10	9	9
	2年生	12	11	9	10	9
	3年生	12	12	11	9	10
	4年生	6	6	6	6	5
	5年生	2	2	2	2	2
	6年生	1	1	1	1	1
②確保方策		44	41	39	37	36
確保方策の内容		現行の提供体制を維持していく				

◆放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【飯尾敷地】の量の見込みと確保方策 単位：人

飯尾敷地		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	10	9	9	9	8
	2年生	10	9	8	8	8
	3年生	9	9	8	7	7
	4年生	6	6	6	6	5
	5年生	8	7	7	7	7
	6年生	5	6	5	5	5
②確保方策		48	46	43	42	40
確保方策の内容		現行の提供体制を維持していく				

◆放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【西麻植】の量の見込みと確保方策 単位：人

西麻植		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	11	10	10	9	9
	2年生	11	10	9	9	8
	3年生	7	7	7	6	6
	4年生	5	5	5	5	4
	5年生	1	1	1	1	1
	6年生	1	1	1	1	1
②確保方策		36	34	33	31	29
確保方策の内容		現行の提供体制を維持していく				

◆放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【鴨島】の量の見込みと確保方策 単位：人

鴨島		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	51	41	46	41	39
	2年生	49	47	39	43	37
	3年生	44	42	39	33	37
	4年生	28	27	26	25	21
	5年生	23	18	18	19	18
	6年生	6	8	6	7	8
②確保方策		201	183	174	168	160
確保方策の内容		現行の提供体制を維持していく				

◆放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【知恵島】の量の見込みと確保方策 単位：人

知恵島		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	13	11	11	10	10
	2年生	14	14	11	12	11
	3年生	17	17	16	13	14
	4年生	14	14	14	13	11
	5年生	12	11	11	11	10
	6年生	8	8	8	7	7
②確保方策		78	75	71	66	63
確保方策の内容		現行の提供体制を維持していく				

◆放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【川島】の量の見込みと確保方策 単位：人

川島		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	10	8	9	8	8
	2年生	10	9	8	8	8
	3年生	9	9	9	7	8
	4年生	7	7	7	6	5
	5年生	4	4	4	4	3
	6年生	1	1	1	1	1
②確保方策		41	38	38	34	33
確保方策の内容		現行の提供体制を維持していく				

◆放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【学島】の量の見込みと確保方策 単位：人

学島		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	7	6	6	6	6
	2年生	7	7	6	6	6
	3年生	9	8	8	7	7
	4年生	8	8	8	7	6
	5年生	5	5	5	4	4
	6年生	4	4	4	3	3
②確保方策		40	38	37	33	32
確保方策の内容		現行の提供体制を維持していく				

◆放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【山瀬】の量の見込みと確保方策 単位：人

山瀬		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	14	12	13	12	11
	2年生	14	13	11	12	11
	3年生	12	12	11	10	10
	4年生	8	8	7	7	6
	5年生	7	7	7	6	6
	6年生	5	5	5	5	4
②確保方策		60	57	54	52	48
確保方策の内容		現行の提供体制を維持していく				

◆放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【高越】の量の見込みと確保方策 単位：人

高越		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	13	11	11	10	10
	2年生	12	11	10	10	9
	3年生	14	13	13	11	11
	4年生	11	11	11	10	8
	5年生	10	9	9	8	8
	6年生	6	7	6	6	6
②確保方策		66	62	60	55	52
確保方策の内容		現行の提供体制を維持していく				

③子育て短期支援事業(ショートステイ)

◆子育て短期支援事業（ショートステイ）の量の見込みと確保方策

単位：人日

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	5	5	5	5	5
②確保方策	5	5	5	5	5
確保方策の内容	現行の提供体制を維持していく				

④地域子育て支援拠点事業

◆地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保方策

単位：人回

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	19,052	18,328	18,709	18,062	17,452
②確保方策	19,052	18,328	18,709	18,062	17,452
確保方策の内容	現行の提供体制を維持していく				

⑤一時預かり事業

◆一時預かり事業（幼稚園一時預かり）の量の見込みと確保方策

単位：人日

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	901	901	901	901	901
②確保方策	3,000	2,850	2,700	2,550	2,450
確保方策の内容	現行の提供体制を維持していく				

◆一時預かり事業（幼稚園一時預かり以外）の量の見込みと確保方策

単位：人日

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	236	205	178	154	134
②確保方策	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880
確保方策の内容	現行の提供体制を維持していく				

⑥病児・病後児保育事業

◆病児・病後児保育事業の量の見込みと確保方策

単位：人日

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	179	173	165	158	151
②確保方策	179	173	165	158	151
確保方策の内容	現行の提供体制を維持していく				

⑦ファミリー・サポート・センター事業

◆ファミリー・サポート・センター事業の量の見込みと確保方策

単位：人日

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	260	250	238	228	218
②確保方策	260	250	238	228	218
確保方策の内容	現行の提供体制を維持していく				

⑧利用者支援事業(こども家庭センター型)

◆利用者支援事業の量の見込みと確保方策

単位：か所

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
確保方策の内容	こども家庭センター型(1か所)として、現行の提供体制を維持していく				

⑧-1(妊婦等包括相談支援事業型)

妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図ることを目的とした事業です。

◆妊婦等包括相談支援事業の量の見込みと確保方策

単位：回

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	525	510	510	495	480
②確保方策	525	510	510	495	480
確保方策の内容	こども家庭センターにおいて、妊娠届時から出産後まで切れ目のない支援を実施していく				

※妊娠届出数×1組あたり面談数3回で算出。

⑨妊婦健診事業

◆妊婦健診事業の量の見込みと確保方策（実人数）

単位：人回

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,901	1,839	1,784	1,722	1,667
②確保方策	1,901	1,839	1,784	1,722	1,667
確保方策の内容	現行の提供体制を維持していく				

⑩乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

◆乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の量の見込みと確保方策

単位：人

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	170	164	159	154	148
②確保方策	170	164	159	154	148
確保方策の内容	現行の提供体制を維持していく				

⑪養育支援訪問事業

◆養育支援訪問事業の量の見込みと確保方策

単位：人

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	37	37	37	37	37
②確保方策	37	37	37	37	37
確保方策の内容	現行の提供体制を維持していく				

⑫産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して、助産師などの専門職が心身のケアや育児サポートを行う事業です。

◆産後ケア事業の量の見込みと確保方策

単位：人日

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	44	43	43	41	40
②確保方策	44	43	43	41	40
確保方策の内容	現行の提供体制を維持していく				

⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

⑭多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した、特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

⑮子育て世帯訪問支援事業

子育てに対する不安や孤立感を抱える養育支援が特に必要な家庭を子育てサポーターが訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。

◆子育て世帯訪問支援事業の量の見込みと確保方策

単位：人日

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	24	24	24	24	24
②確保方策	24	24	24	24	24
確保方策の内容	現行の提供体制を維持、ニーズが増加した場合でも柔軟に対応していく				

⑯児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなどの個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

⑰親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなど、その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

⑱乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

保育所等の施設において、満3歳未満の乳児または幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、その保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための保護者との面談、保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

◆乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の量の見込みと確保方策 単位：人日

項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
0歳児	①量の見込み	0	6	6	6
	②確保方策	0	6	6	6
1歳児	①量の見込み	1	4	4	4
	②確保方策	1	4	4	4
2歳児	①量の見込み	1	2	2	2
	②確保方策	1	2	2	2

項目		令和11年度
0歳児	①量の見込み	6
	②確保方策	6
1歳児	①量の見込み	3
	②確保方策	3
2歳児	①量の見込み	2
	②確保方策	2

4. 放課後対策の総合的推進

共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、平成30年9月に国が「新・放課後子ども総合プラン」を策定しており、本市でも国の方針に基づいた放課後児童対策を押し進めてきました。

この「新・放課後子ども総合プラン」が令和5年度で最終年度を迎えるにあたり、国では今後も放課後児童対策を一層強化し、子どものウェルビーイングの向上と共働き・共育での推進を図るため、集中的に取り組むべき対策として「放課後児童対策パッケージ」をとりまとめ、推進しています。

本市においても国の方針に基づき、本計画の中で「放課後児童対策パッケージ」の内容を踏まえ、計画全体を推進していきます。

①放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の年度ごとの量の見込み及び目標整備量

整備量は現在すでに714人の児童受け入れが可能な教室数を整備しており、今後も児童数の増加に伴って教室整備を行う予定です。

◆放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1年生	151	127	135	123	119
2年生	149	141	119	127	115
3年生	144	140	133	112	119
4年生	99	98	96	91	76
5年生	75	67	67	65	62
6年生	40	44	40	39	38
低学年	444	408	387	362	353
高学年	214	209	203	195	176
合計	658	617	590	557	529

②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び放課後子ども教室の令和11年度に達成されるべき目標事業量

◆放課後子ども教室 目標事業量

単位：か所

放課後子ども教室	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施か所数	2	2	2	2	2
考え方	今後新たな放課後子ども教室が開設された場合には、校内交流型または連携型での実施ができるよう検討していく				

③放課後子ども教室の令和 11 年度までの実施計画

放課後子ども教室を実施できるよう、地域の方の理解と協力のもと、事業の充実を図ります。

④放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び放課後子ども教室の校内交流型または連携型による具体的な方策

今後のニーズに応じて新たに設置が必要となった場合には、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び放課後子ども教室の実施事業者と連携することで、校内交流型もしくは連携型での事業を推進します。

⑤小学校の余裕教室等の放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び放課後子ども教室への活用

公民館や学校敷地、閉園となった幼稚園等の利活用を推進し、関係各所の理解のもと、放課後児童クラブや放課後子ども教室に参加する児童数に対応した施設整備を推進します。

⑥放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）はこども未来課、放課後子ども教室は生涯学習課が実施しており、情報共有を中心とした連携強化を推進し、学校や地域の方の協力のもと、引き続き事業を推進していきます。

⑦特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）では 1 クラスにつき 2 名の放課後児童支援員等の配置を行っていますが、特別な配慮を必要とする児童数や状況に応じて放課後児童支援員等の加配を行っていく予定です。

⑧地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の開設時間の延長に係る取り組み

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）では、地域の状況に応じて、開設時間を延長して対応します。

⑨放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の役割をさらに向上していくための方策

放課後児童支援員等資質向上研修会や市支援員連絡協議会等を活用し、積極的な研修への参加を促すことで個々の能力向上の図り、また支援員への指導を行います。

⑩放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)における育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

利用者の保護者には学童だよりを発行しており、育成支援内容の周知に努めています。また、保護者会や運営委員会に地域住民を構成委員の一員とすることで地域との連携を図っています。

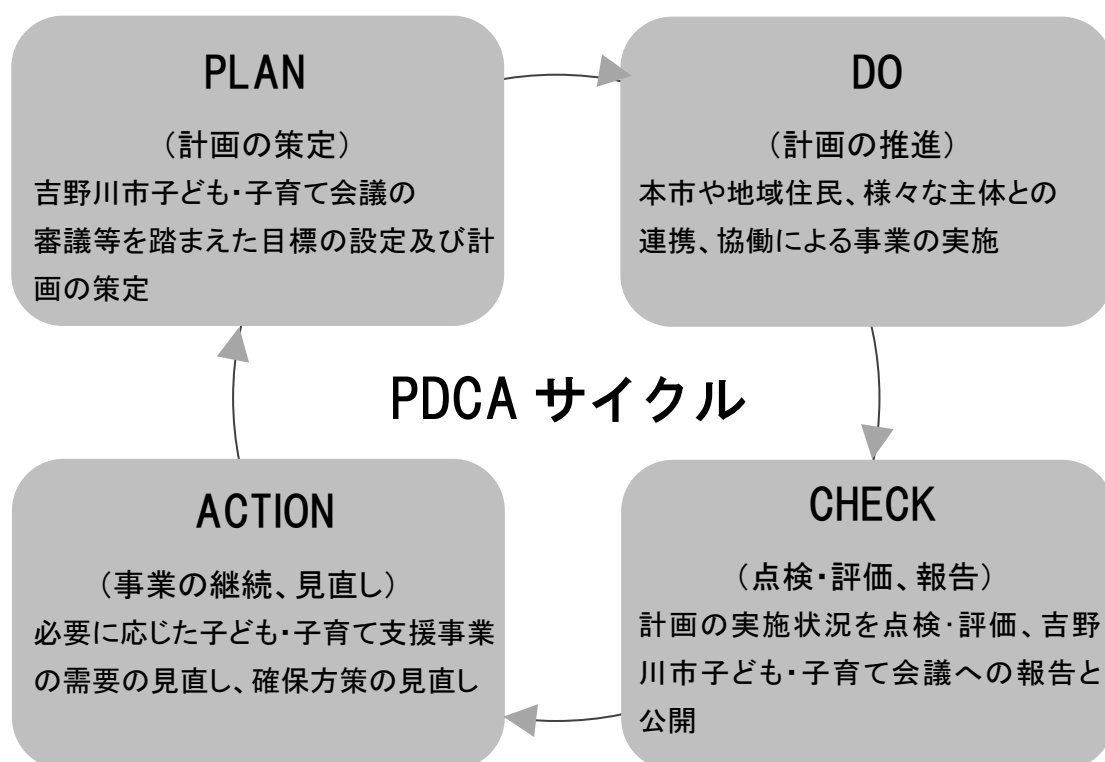
第6章 計画の推進

1. 計画の推進に向けて

本計画の推進にあたって、市内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所、認定こども園等、子ども・子育て支援事業者、学校、企業、地域住民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。

2. 計画の評価・検証等

本計画に基づく施策の進捗状況について点検・評価することが重要です。子ども・子育て支援の推進においては、柔軟で総合的な取り組みが必要であることから、この取り組みを評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検及び評価を各年度で行い施策の改善につなげます。



資料編

1. 子ども・子育て会議条例

○吉野川市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 28 日

条例第 24 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、吉野川市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者

(2) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 前号の子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 3 条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、新たに委員が委嘱された後、最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席等)

第 5 条 子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、意見又は説明の聴取、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(部会)

第 6 条 子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を分掌させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(吉野川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 吉野川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 16 年吉野川市条例第 48 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	6,200 円
-------------	---------

附 則 (令和 5 年 3 月 22 日条例第 10 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2. 吉野川市子ども・子育て会議委員名簿

	氏 名	役 職 等	備 考
1	香 川 節 子	NPO 法人子育て支援ネットワーク とくしま会員・お話グループみるく代表	子育て支援団体
2	宮 本 陽 一	吉野川市社会福祉協議会事務局長	福祉事業関係者
3	松 原 徹 子	吉野川市主任児童委員協議会会長	福祉事業関係者
4	原 田 真	吉野川市 PTA 連合会会長	子育て中の保護者
5	山 賀 太 郎	徳島県児童館連絡協議会会長	児童福祉事業関係者
6	橋 本 敦【第26回】 森 本 佑 治【第27回～第29回】	連合徳島中央地協中部地区協議会事務局長	労働組合の代表
7	藤 友 圭 子	吉野川市放課後児童クラブ代表	児童福祉事業関係者
8	山 賀 杏 子	私立認定こども園代表	児童福祉事業関係者
9	三 木 大五郎	私立認定こども園代表	児童福祉事業関係者
10	稲 井 仁 美	私立認定こども園代表	児童福祉事業関係者
11	樽 見 義	私立保育所代表	児童福祉事業関係者
12	徳 山 富 子	吉野川市人権教育推進協議会理事長	学識経験者
13	坂 本 ひとみ	公募委員	
14	工 藤 晶 絵	公募委員	

※敬称略

3. 吉野川市子ども・子育て会議開催経過

年度	日程	検討内容
令和 5年度	ニーズ調査の実施 【調査期間】 令和6年3月1日（金曜日）～令和6年3月15日（金曜日）	
令和 6年度	第26回 令和6年7月18日 （木曜日）	(1) 令和6年度地域子ども・子育て支援事業利用状況について (2) 令和6年度教育・保育施設の入所状況等について (3) 令和7年度教育・保育施設の申込時期等について (4) その他
	第27回 令和6年10月24日 （木曜日）	(1) ニーズ調査の結果報告について (2) 子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について (3) その他
	第28回 令和7年1月29日 （水曜日）	(1) 子ども・子育て支援事業計画（素案）について (2) その他
	パブリックコメントの実施 【意見募集期間】 令和7年2月13日（木曜日）～令和7年3月13日（木曜日）	
	第29回 令和7年3月24日 （月曜日）	(1) 子ども・子育て支援事業計画（最終案）について (2) 令和7年度教育・保育施設の申込時期等について (3) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について (4) その他

4. 用語解説

あ行

○育児休業制度

出産後の一定期間、育児をするため労働者が休業できる制度。

○医療的ケア

日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為のこと。

○インクルーシブ教育

障がいや国籍、性別など、さまざまな違いや課題を超えて、すべての子どもが同じ環境で学ぶ教育。

○ウェルビーイング

個人の心身と社会が共によい状態であること。

か行

○核家族

「夫婦のみの世帯」、「夫婦と子どもから成る世帯」、「男親と子どもから成る世帯」、「女親と子どもから成る世帯」のこと。

○家庭的保育事業

家庭的な雰囲気のもとで、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施する事業。家庭的保育者（保育ママ）の居宅その他様々なスペースで行う。定員は、家庭的保育者1人につき、5名（補助者ありの場合）

○子ども・子育て支援新制度

就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度。

○教育・保育施設

幼稚園・認定こども園（幼稚園と保育所の機能を合わせ持つ施設）・保育所のこと。

さ行

○市町村子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。

○児童養護施設

保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する施設。

○出生率

一定期間の出生数の、人口に対する割合のこと。一般には、人口1,000人当たりの1年間の出生数の割合をいう。

た行

○地域型保育

家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の総称。

は行

○パブリックコメント

市の基本的な政策などを決定する前に、趣旨、目的、政策案などを公表し、期間を決めて広く公に意見を募集し、寄せられた意見を考慮して意思決定を行う手続き。

や行

○幼児教育アドバイザー

幼児教育や保育について専門的な知見や豊富な実践経験を有する者のこと。担当区域の就学前教育・保育施設を訪問し、教育・保育内容や指導方法、指導環境の改善について助言・指導を行う。

○要保護児童対策地域協議会

虐待や非行など、様々な問題を抱えた児童の早期発見と適切な保護を目的とし、児童福祉法に基づいて設置された協議会のこと。児童相談所や福祉事務所、学校・教育委員会・警察など地域の関係機関によって構成されており、支援を必要とする子どもの適切な保護を図るために必要な情報の共有を行うとともに、支援の内容に関する協議を行う。

第3期 吉野川市
子ども・子育て支援事業計画

発行：吉野川市 健康福祉部 こども未来課
〒776-8611 徳島県吉野川市鴨島町鴨島 115 番地 1
電話 0883-22-2266
FAX 0883-22-2245

発行年月：令和7年3月